



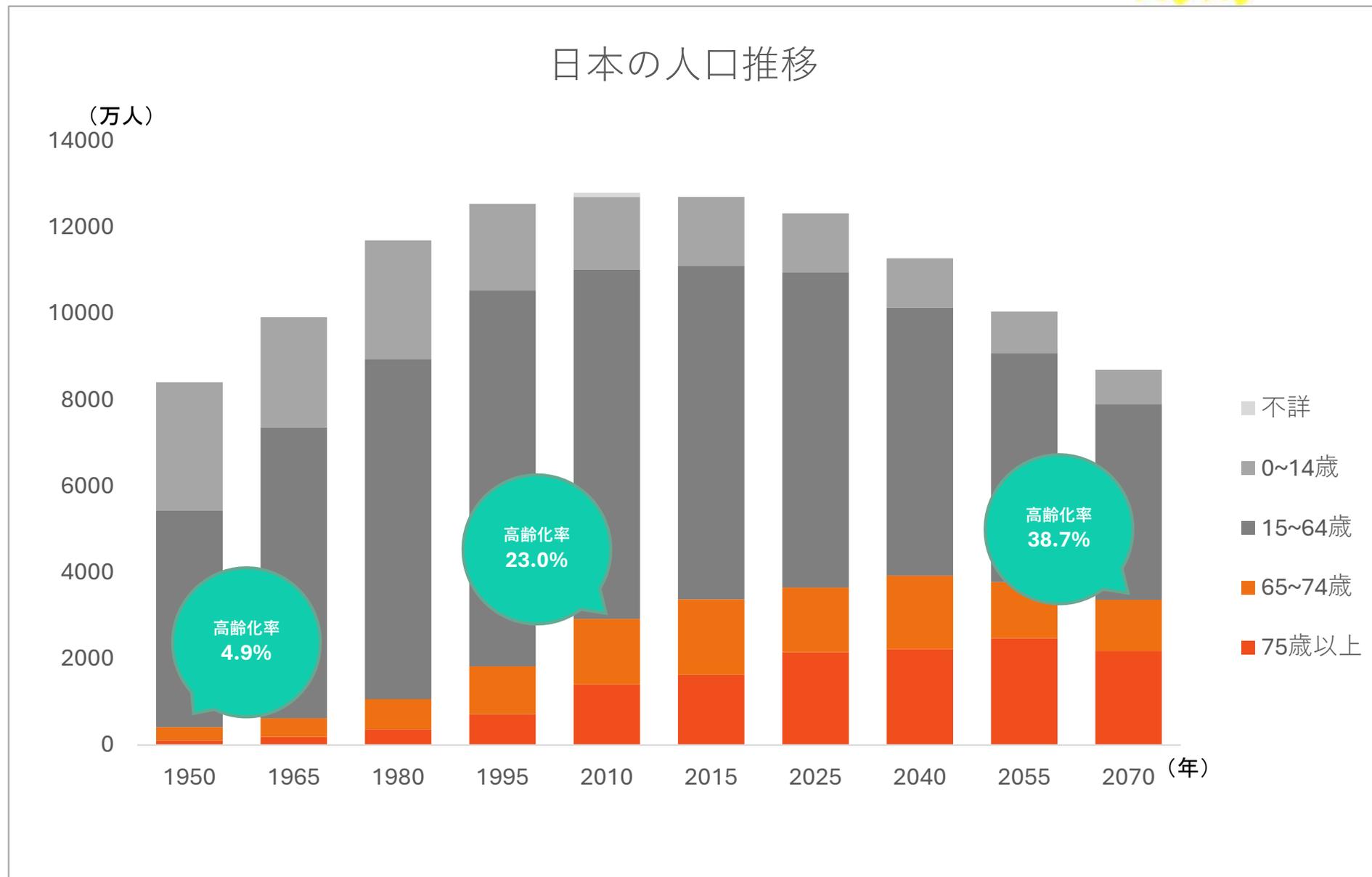
地域包括ケアシステムについて

大まかな流れ

- ① 高齢化の進行とその影響
- ② 地域包括ケアシステムって何？
- ③ 地域包括ケアの取組について
- ④ 県が取り組んでいること

① 高齢化の進行とその影響

▶ 日本の人口は近年減少局面を迎え、2070年には総人口が9,000万人・高齢化率は39%の水準に。

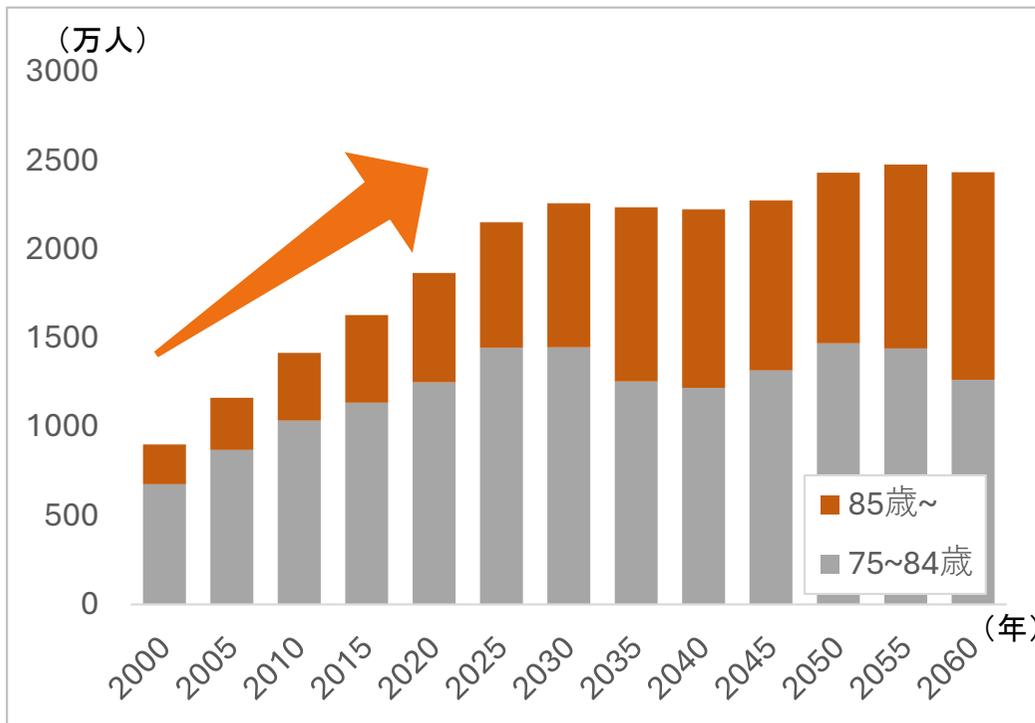


出所：令和5年版高齢社会白書

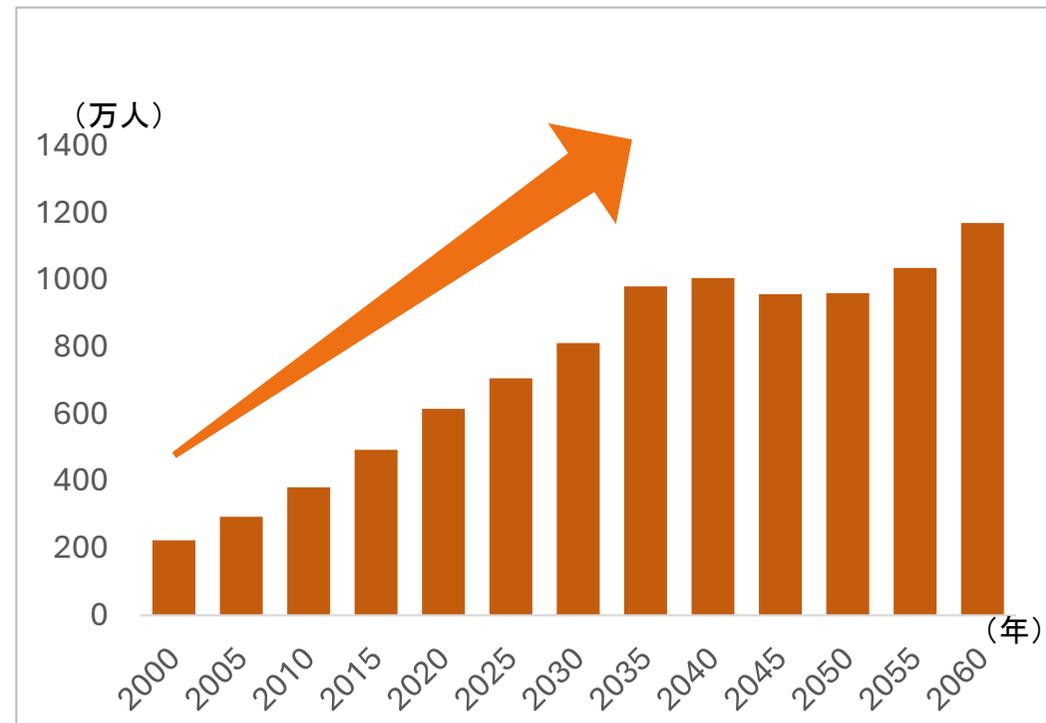
後期高齢者に係る人口推移

日本の75歳以上人口は、介護保険制度創設の2000年以降、2025年まで急速に増加。中でも85歳以上人口は2015～2035年頃まで75歳以上人口を上回る勢いで増加。

75歳以上人口の推移



85歳以上人口の推移

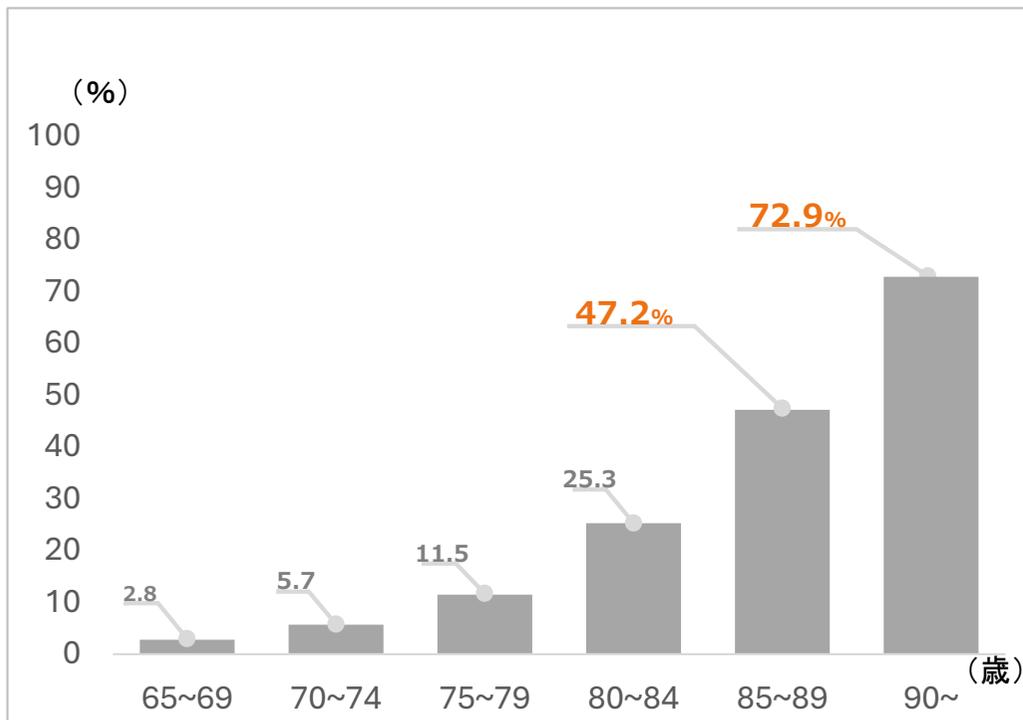


出所：厚生労働省社会保障審議会
介護保険部会（第117回）資料

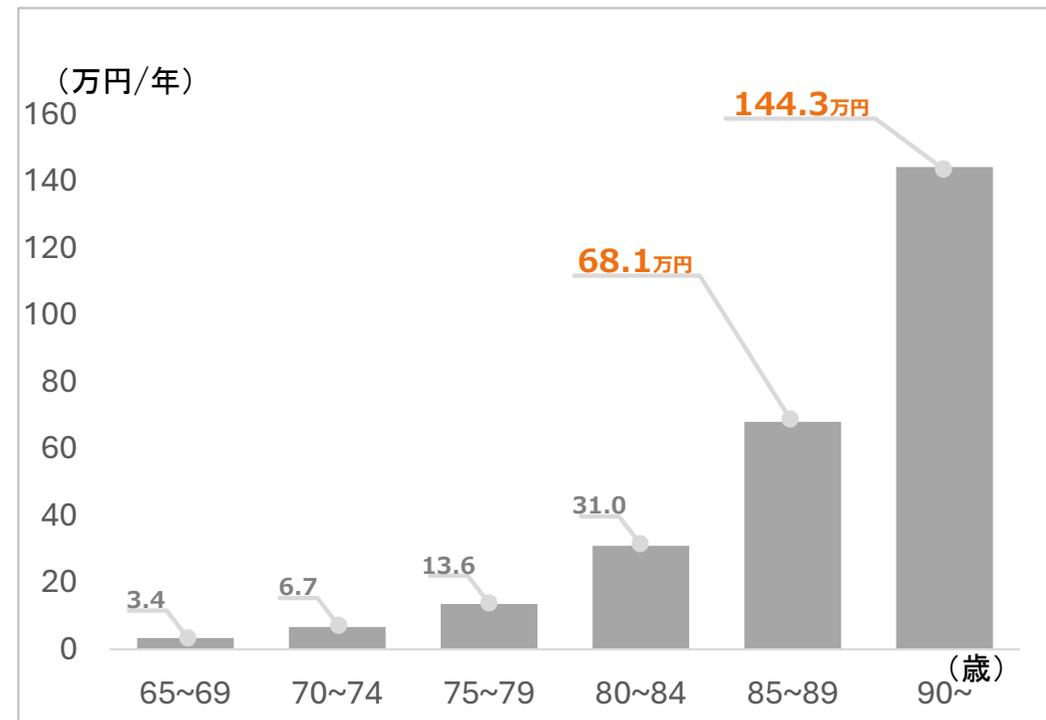
年齢と要介護認定・介護給付費の関係

- ▶ 要介護認定率は年齢が上がるにつれ、特に85歳以上で上昇。同様に一人当たりの介護給付費も85歳以上の年齢階級で急増。

年齢階層別の要介護認定率



年齢階層別の人口一人当たりの介護給付費

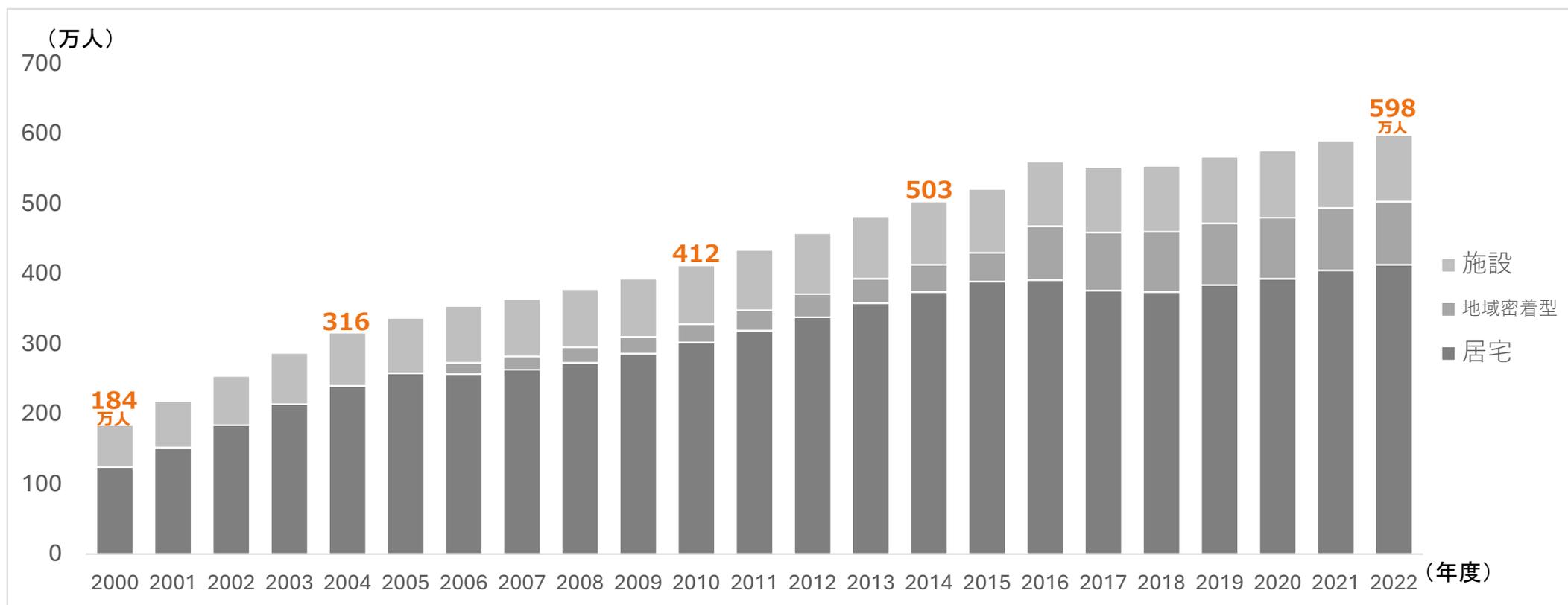


出所：厚生労働省社会保障審議会
介護保険部会（第117回）資料

介護保険サービス利用者数の現況

▶ これらの背景により、介護保険サービスの利用者も増加し続けている。

介護保険サービス利用者の推移

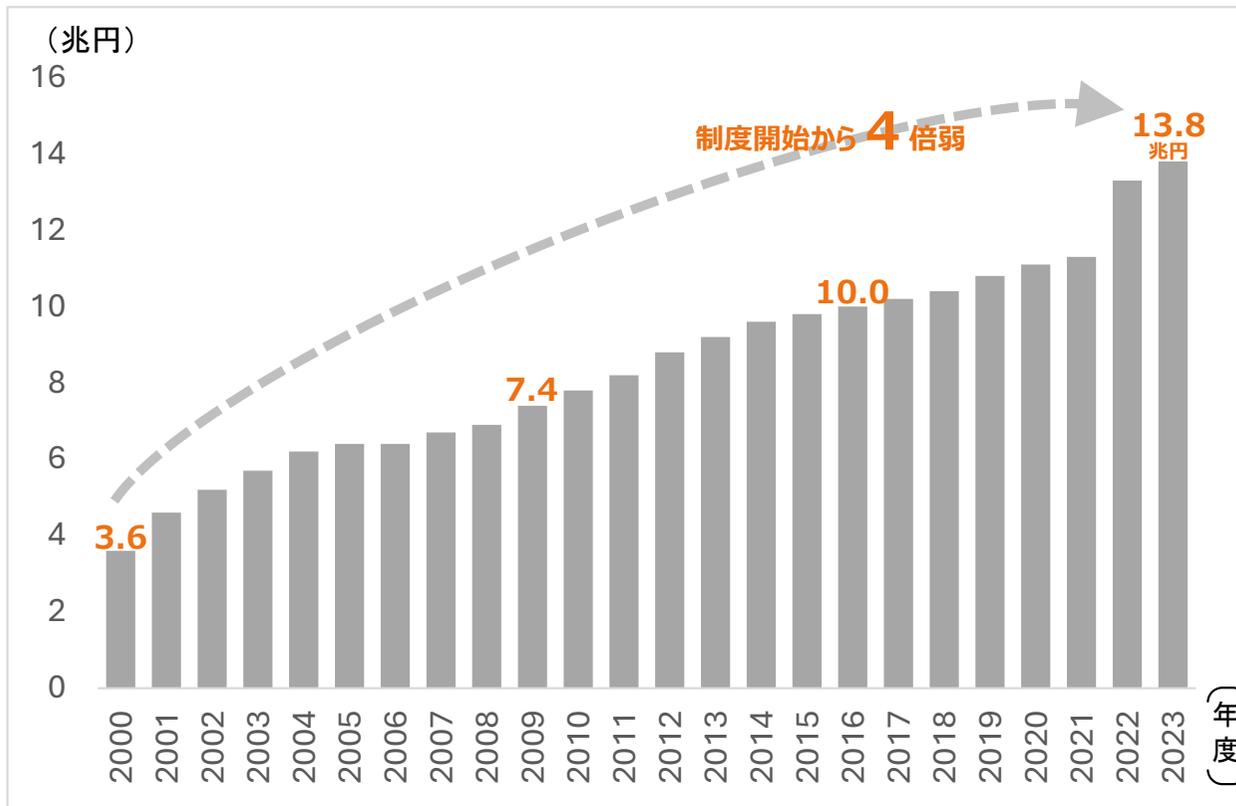


出所：厚生労働省社会保障審議会
介護保険部会（第117回）資料

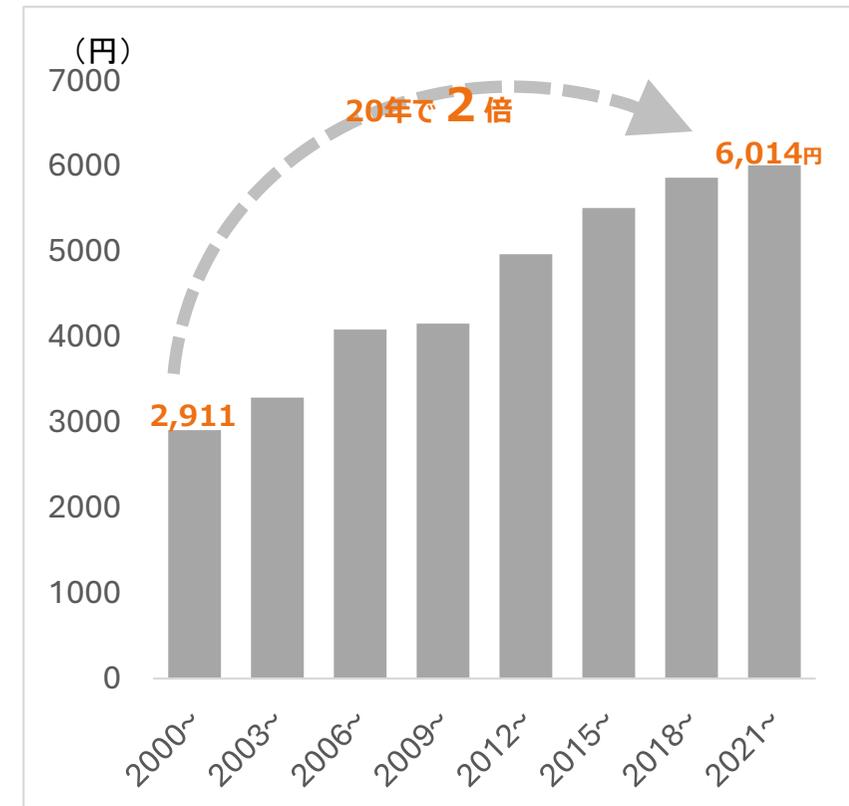
サービス量の増加による給付費等への影響

- ▶ 介護保険サービスの供給量の増加に伴い、介護保険給付費や地域支援事業費、本人が支払う保険料も増加し続けている。

介護保険制度に係る給付（総費用額）の推移



本人支払保険料の推移（全国平均）

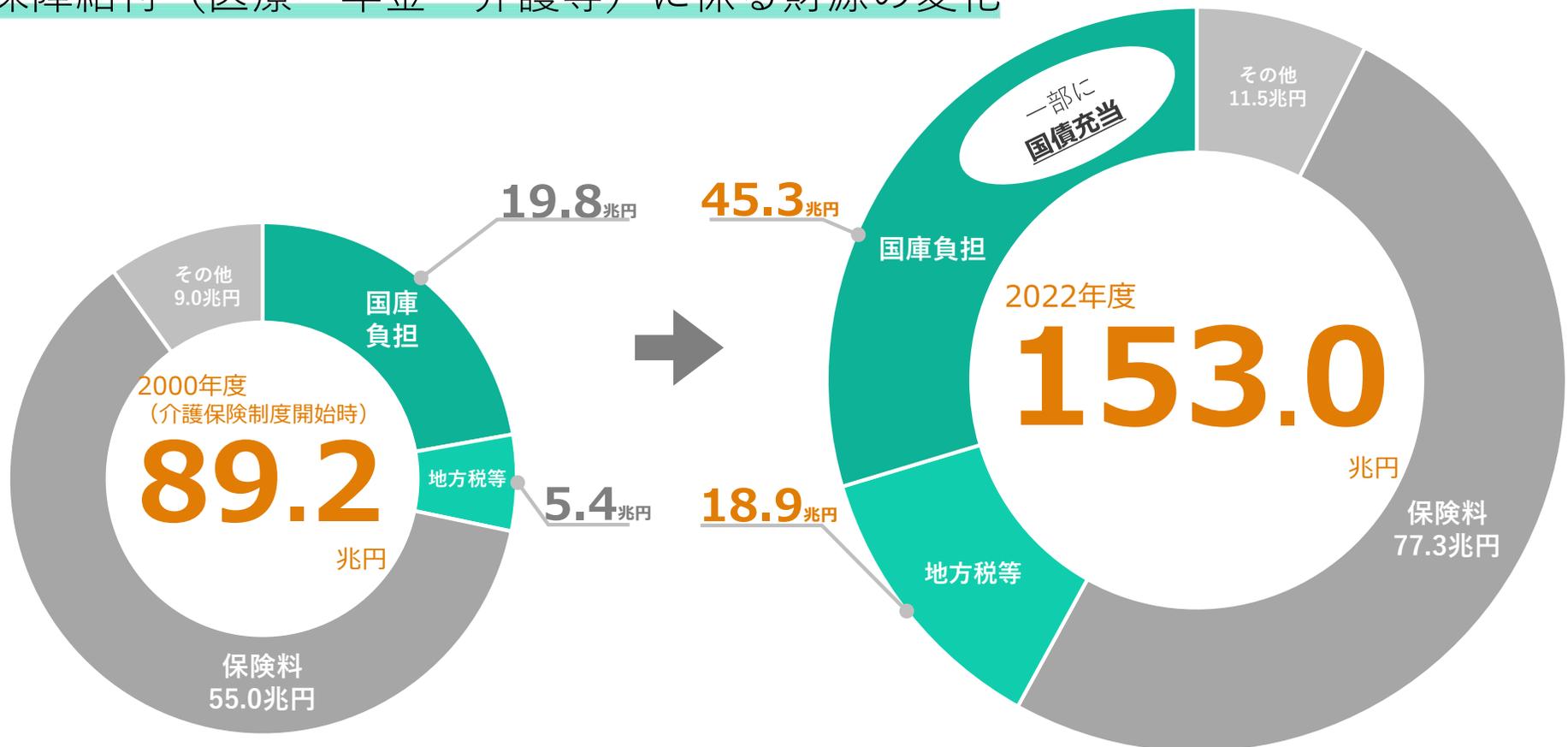


出所：厚生労働省社会保障審議会
介護保険部会（第110回）資料

社会保障給付費と財政との関係

- ▶ 我が国の社会保障制度は、受益（給付）と負担（保険料）の対応関係が明確な社会保険方式を採りながら、後期高齢者医療・介護給付費の5割を公費で賄うなど、公費負担に相当程度依存している。
公費のうち国庫負担の財源として税収の外、**国債が充当**されることで将来世代へ負担が先送りされている。（財政悪化の大きな要因）

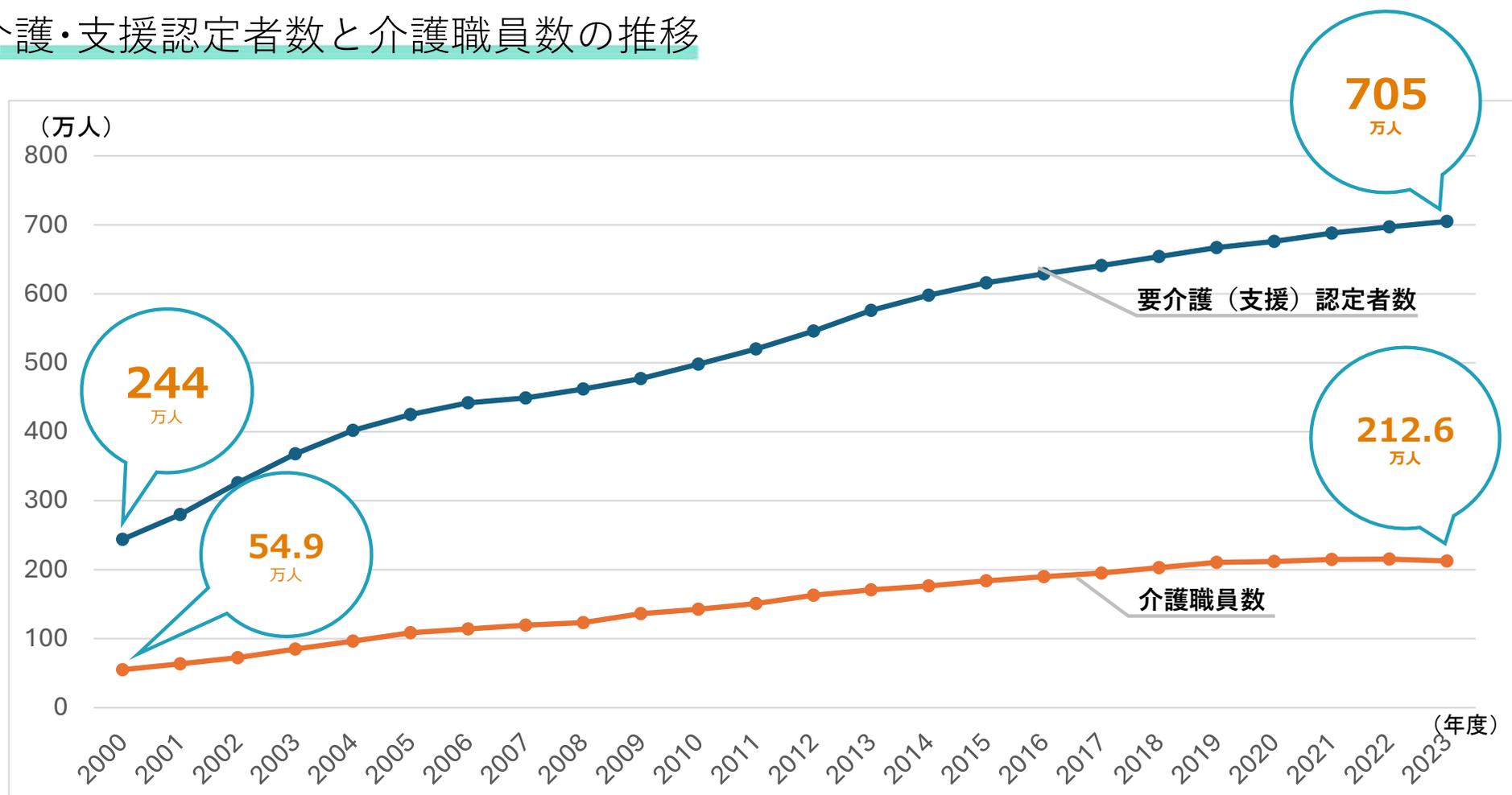
社会保障給付（医療・年金・介護等）に係る財源の変化



介護職員数について

▶ 社会保障においては金銭面だけでなく、サービスの担い手である介護職員数にも目を向ける必要がある。

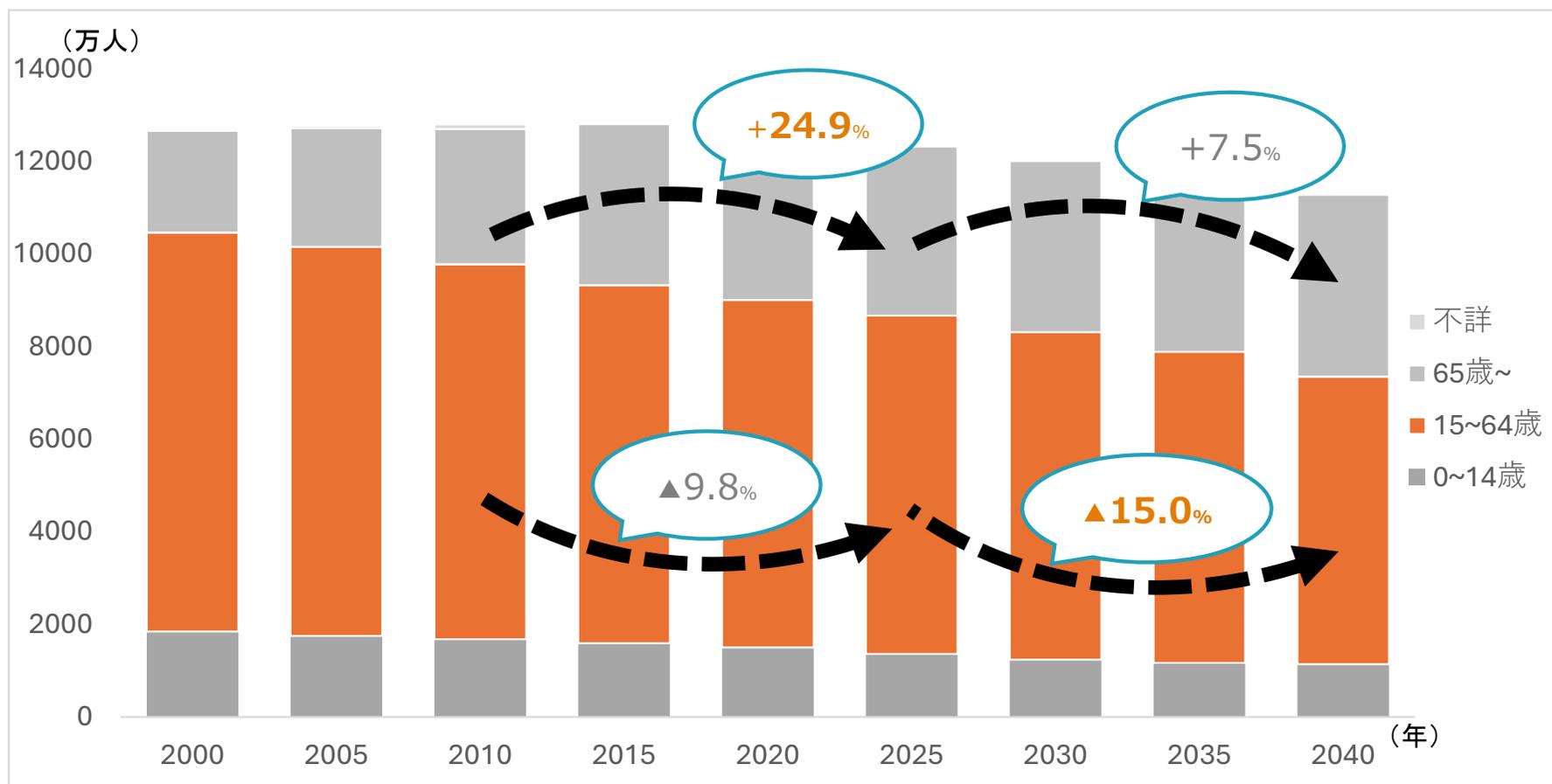
要介護・支援認定者数と介護職員数の推移



出所：厚生労働省「介護職員数の推移の更新（令和5年分）」

- ▶ 2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化し就業者全体が減ることで、**介護人材の増加は限定的なものとなる。**

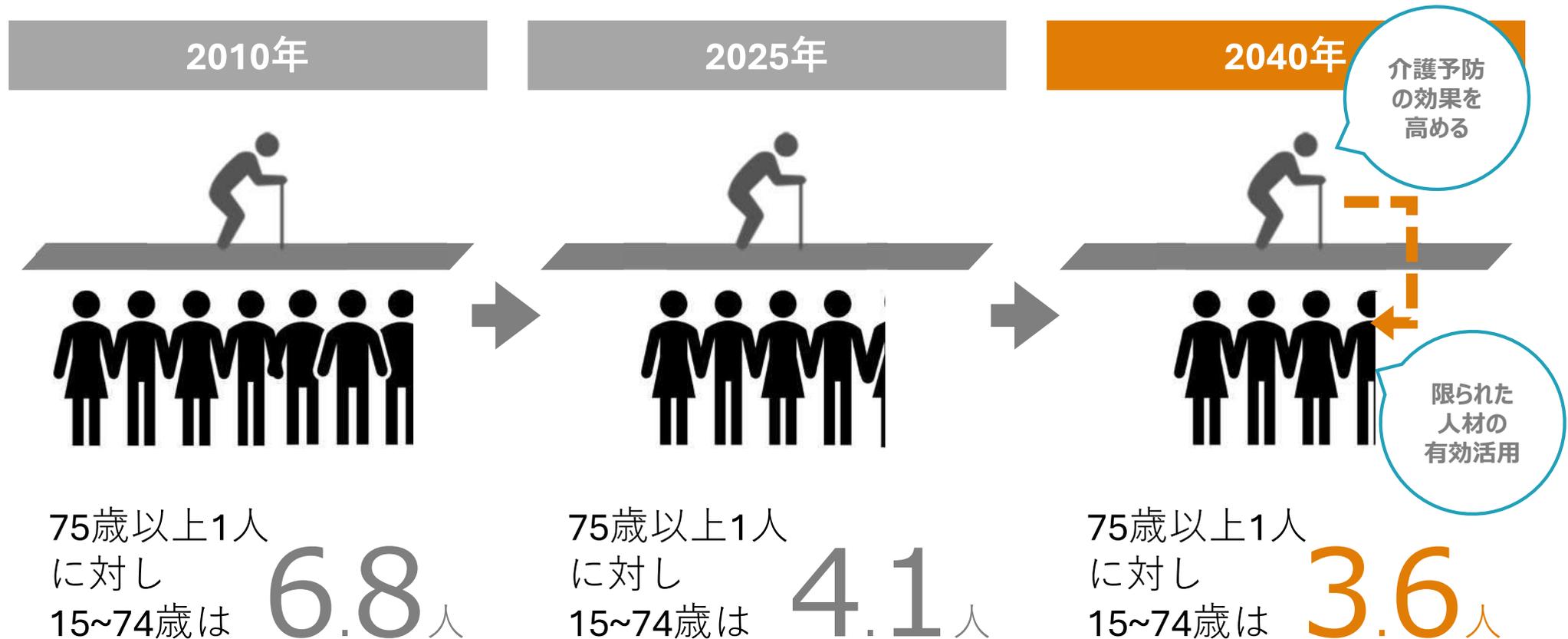
人口構造の変化



今後の制度運営について

▶ 費用面及び人材面で苦しくなる中、制度を崩壊させないためにはどうしたらいいのか？
⇒ 介護予防のさらなる推進、日常生活を送る上での支援を強化することで、介護保険サービスそのものを必要とする高齢者を減らす（下表 分子を減らす）とともに、元気な高齢者に支え手側に回っていただく（下表 分母を増やす）ことが必要。

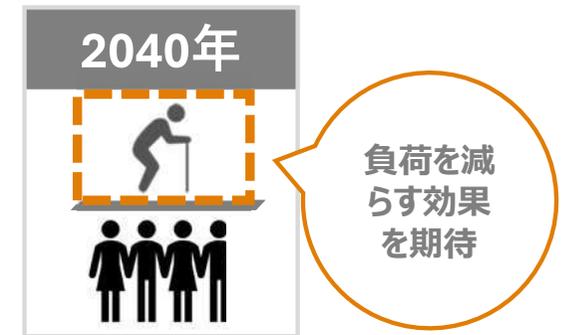
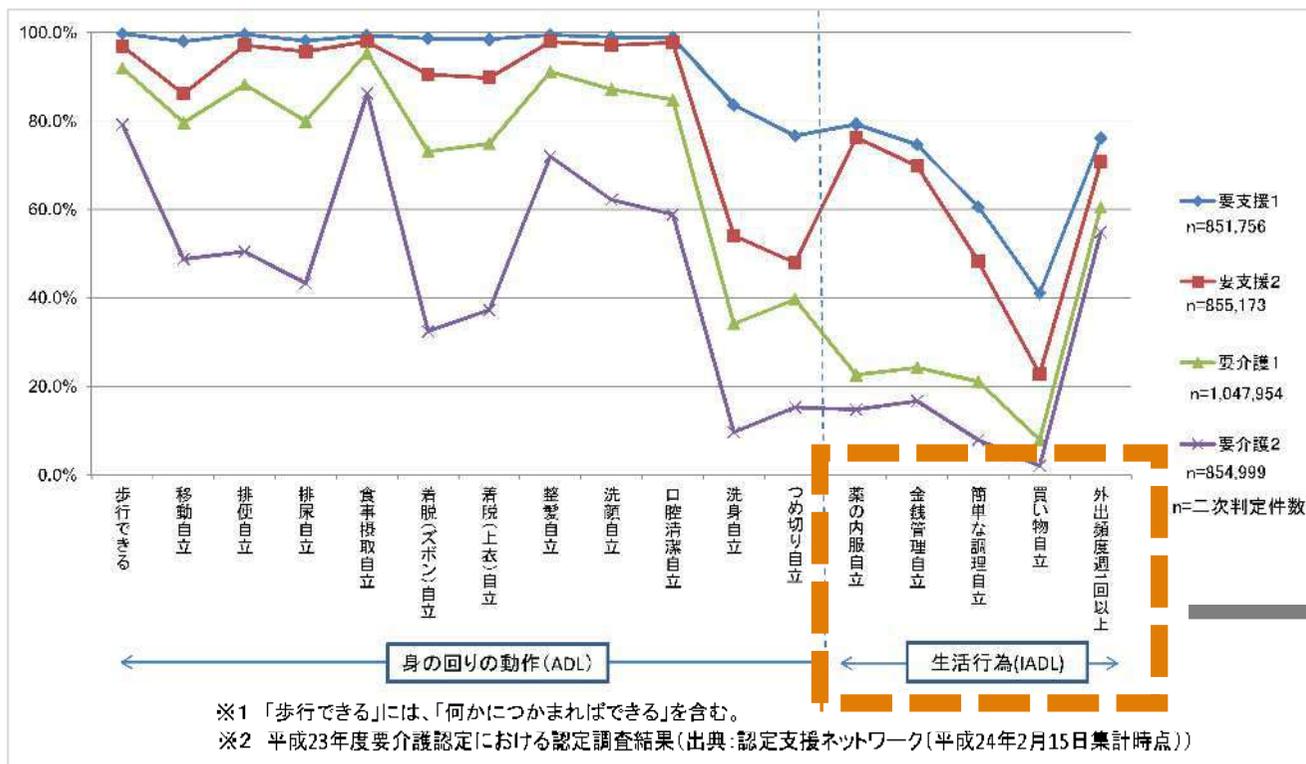
支える側と支えられる側のバランス推移



▶ 介護度の低い方は日常生活で必要な行為の一部を手助けすることで、住み慣れた地域に住み続けられることも。その手助けは必ずしも介護保険制度によるものでなくても提供が可能。

要支援1~要介護2の認定調査結果

⇒ 要支援者の殆どは身の回りの動作は自立しているが、買い物など**生活行為の一部がしづら**くなっている。



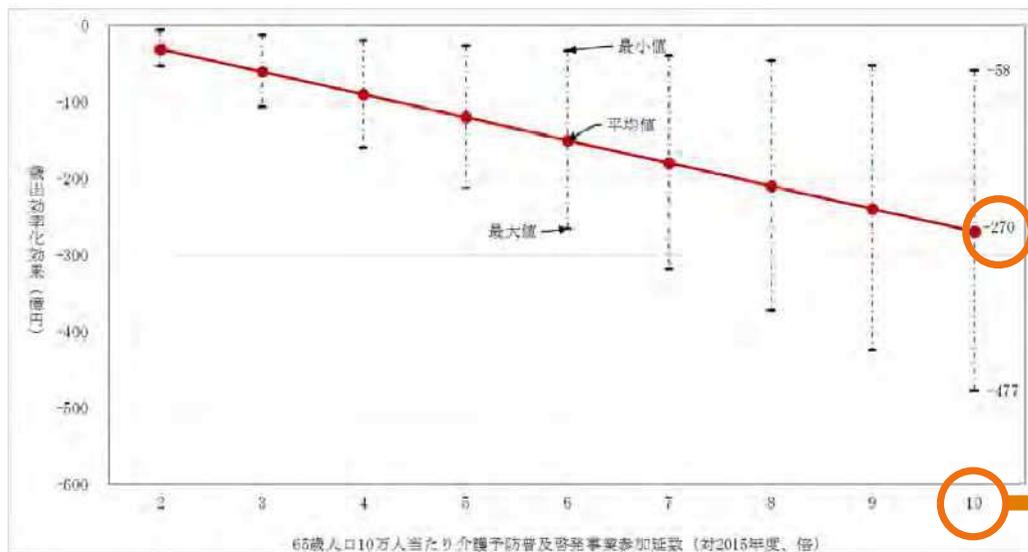
介護保険の生活援助は他の資源で代替できる (例)

買い物	スーパー等の宅配サービス、移動販売、近所で連れ合っの買い物等
調理	配食サービス、おかずのおすそ分け、ご近所に総菜を買ってきてもらう等
洗濯	リネン会社等によるランドリーサービス等
ごみ出し	シルバー人材センターのサービス、ご近所のお手伝い等

出所：新しい総合事業の移行戦略 地域づくりに向けたロードマップ (三菱UFJリサーチコンサルティング)

- ▶ 介護予防事業の拡充により参加者を増やすことで、要介護2以下の認定率を押し下げ、歳出の効率化効果が期待できるとの調査研究結果もある。

要介護2以下認定変化率の結果を用いた歳出効率化効果

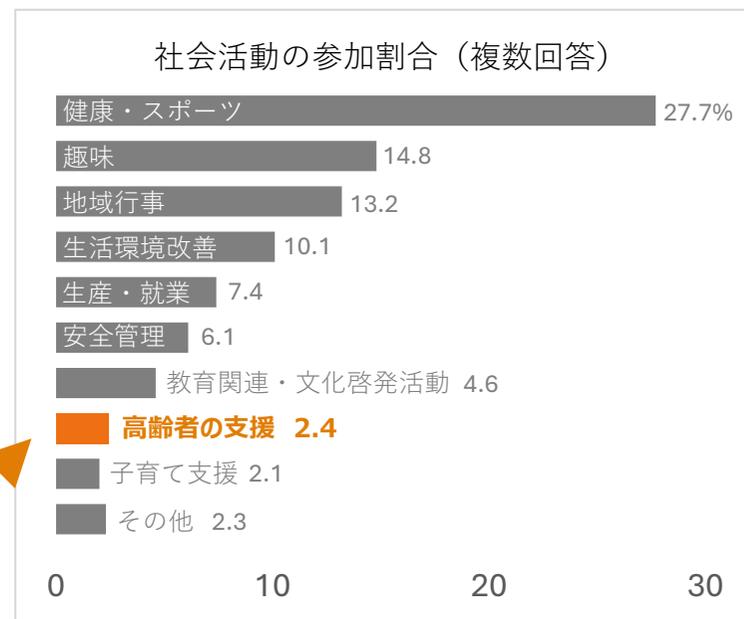
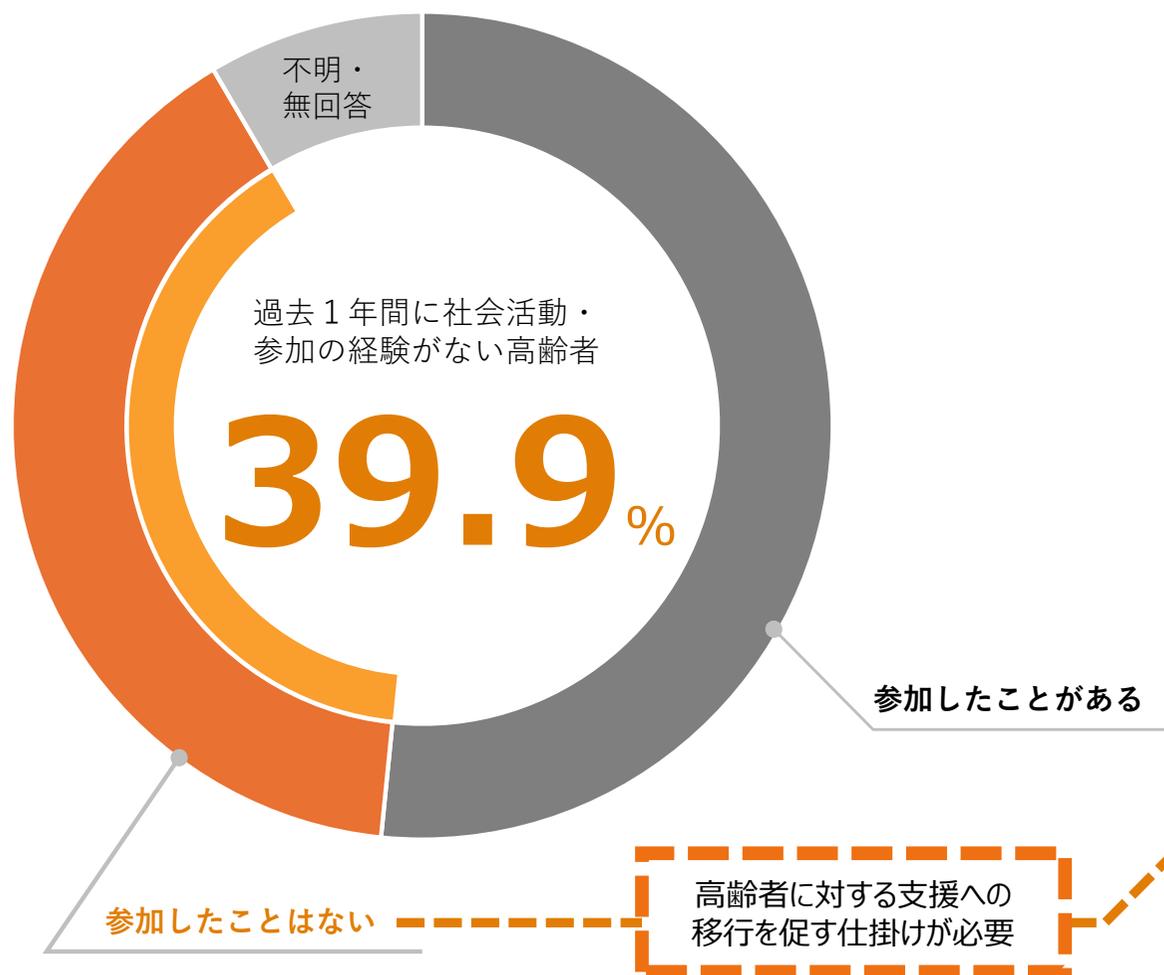


介護予防への参加者（2015年当時の数）が10倍になることで、国全体で270億円削減される（試算）

出典：内閣府「要介護（要支援）認定率の地域差要因に関する分析」

▶ また、高齢者の4割前後は社会活動に参加しておらず、今後はこういった方々にも活躍していただくことで、支え手を増やしていく必要がある。

過去1年間の社会活動への参加（65歳以上）



- ▶ 介護保険制度における介護予防等の重要性が増したことで、2005年の介護保険法改正により「地域包括ケアシステム」の概念が生まれている。

介護保険法 2005年改正（2006年4月等施行）

導入サービス	導入概要
介護予防給付	介護保険の制度スタート後、 要介護認定を受ける方（特に軽度者）が増加 した一方、軽度者の方は、適切なサービス利用により「状態の維持・改善」が期待されることから、この軽度者の方の状態像を踏まえ、できる限り要支援・要介護状態にならない、又は重度化しないよう、「 介護予防 」を重視したシステムの確立を目指し創設。
地域支援事業	要支援・要介護状態になる前からの 介護予防を推進 するとともに、地域における 包括的・継続的なマネジメント機能を強化 する観点から、市町村が実施する事業として創設。

2014年改正（2015年4月等施行）

導入サービス	導入概要
地域支援事業の充実	次の取組を新たに地域支援事業に位置付け。① 在宅医療・介護連携の推進 、②認知症施策の推進、③地域包括ケア会議の推進、④ 生活支援サービスの充実・強化
介護予防・日常生活支援総合事業	従来の介護予防・日常生活支援総合事業を発展的に見直し、予防給付のうち 訪問介護・通所介護について 、市町村が地域の実情に応じ、多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、 地域支援事業に移行 。

② 地域包括ケアシステムって何？

- ▶ 高齢化の進行によって生じる課題への対応として「地域包括ケアシステム」が生まれた。でも地域包括ケアシステムとはどんなものか？

少々乱暴に表現すると

1 地 域



地域で

2 包 括



まるごと

3 ケ ア



お世話する

4 システム



体制

もう少し丁寧に説明すると...

地域包括ケアシステムとは

- ▶ 高齢者などが住み慣れた地域で暮らし続けていくために必要な、「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」を「住民も含めた地域全体」で「一体的に支えていく」仕組みのこと。



そもそも...法律上の考え方はどうなっているのか

介護保険法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（介護保険）

第2条 3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

（保険者）

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

（国民の努力及び義務）

第4条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第5条 3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、国民の健康の保持及び福祉の増進に係る多様なサービスへの需要が増大していることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進する措置を講じ、もって高齢者をはじめとする国民の健康の保持及び福祉の増進を図り、あわせて国民が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

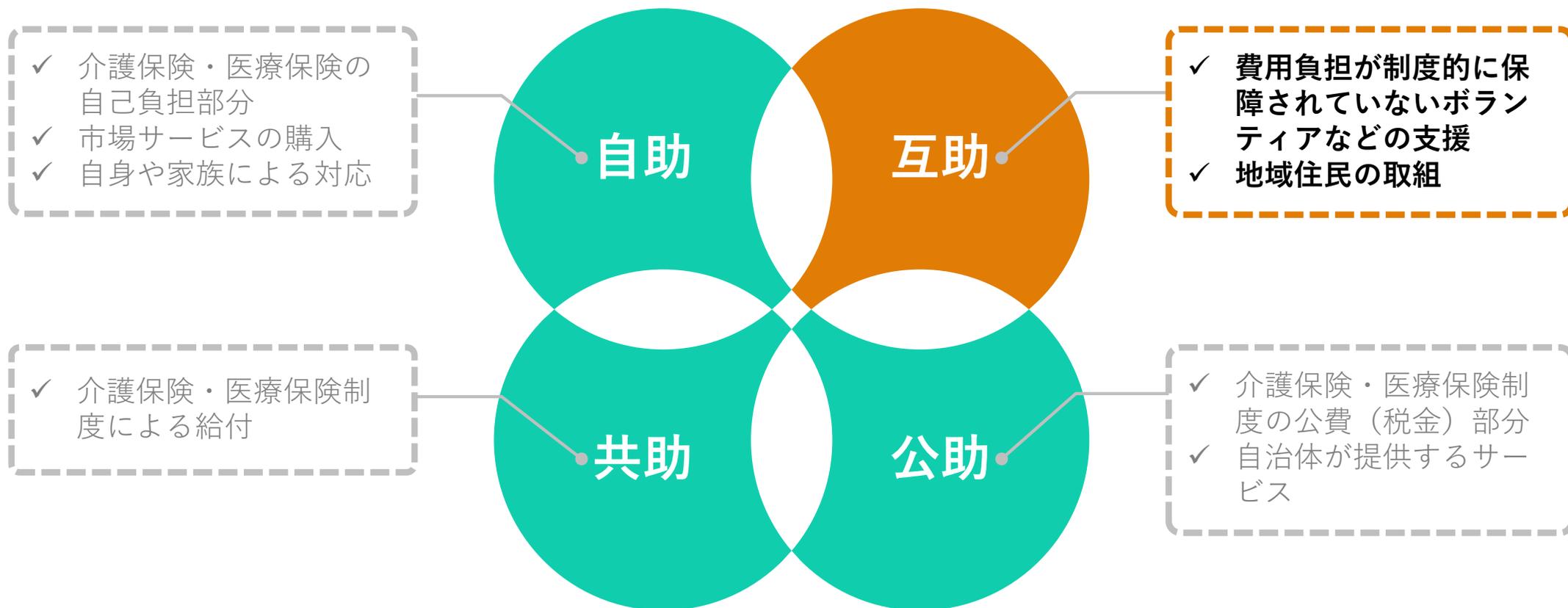
地域包括ケアシステムの構成

▶ 地域包括ケアシステムは4層構造。



- この植木鉢図は、地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）が**相互に関係しながら、一体的に提供**される姿として図示したものの。
- 最も重視されるべき、「本人の選択」「本人・家族がどのように心構えを持つか」という**地域生活継続の基礎**を皿と捉え、生活の基盤である「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描写。
- 介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷりと蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援。

地域包括ケアシステムを支える「四助」



地域包括ケアシステムでは、地域で高齢者を支える社会を実現するため、医療・介護専門職に一方的に依存するのではなく、**住民主体による互助サービス**を重視している。

③ 地域包括ケアの取組について

- ▶ 県内の各地域では地域包括ケアシステムを推進するため、具体的にはどのような取組をしているのか？

地域包括ケアシステムを推進する上で重要な事

それぞれのサービスを誰が担うか



▶ 葉っぱ 主に医療・介護専門職が担う

▶ 土 主に地域住民が担う

▶ 植木鉢 主に住宅・福祉関係者が担う

▶ 皿 本人・家族を様々な方がサポート

それぞれのサービスを効率的・効果的に運用するため、資源をどのように活用するのか

葉っぱ 地域の様々な資源をまとめる

- ✓ 地域資源のうち、特に専門職については事業者間の連携コストを引き下げるための取組を推進することが重要
- ✓ 推進する取組が「どのような趣旨で」「何を」まとめているのかを意識することで、各取組が地域包括的であるかを確認できる

土 地域をまきこむ・まじわる

- ✓ 地域包括ケアシステムは、専門職以外の関係者が参加して初めて成立するもの
- ✓ 地域住民、近所の繋がりなど、自生的に土壌が構成されることが重要であり、介護分野以外の関係者がどれだけ参加するかがポイント。
- ✓ 医療・介護関係者だけで形成される地域包括ケアシステムは脆弱。事業者も行政も介護以外の世界の方を「まきこみ」「まじわる」ことが重要

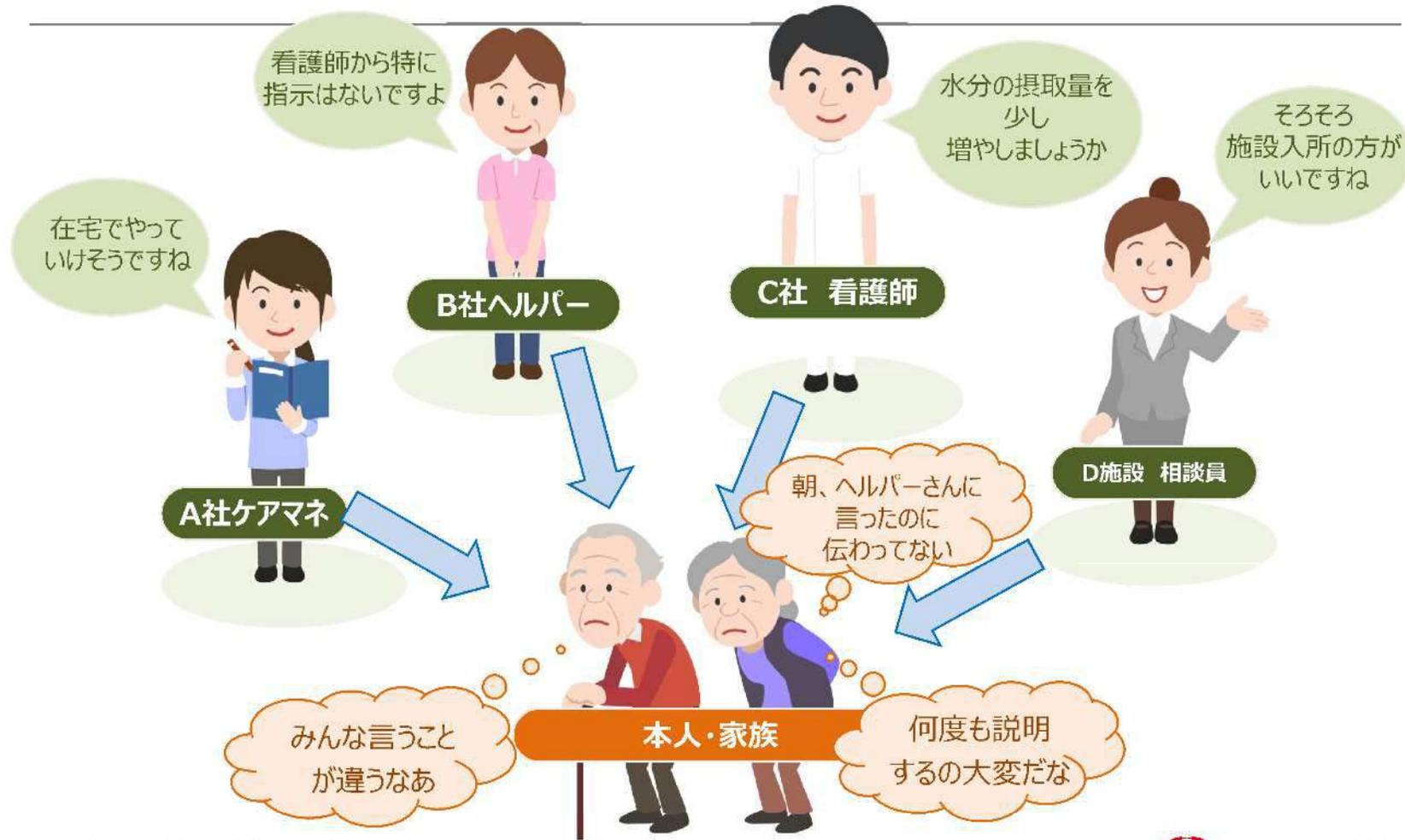
(1)

葉っぱ事業（医療・介護連携）について
～「まとめる」ことの重要性～



「葉っぱ事業」でまとめることがなぜ必要になるのか？

こんな在宅生活はいやだ



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

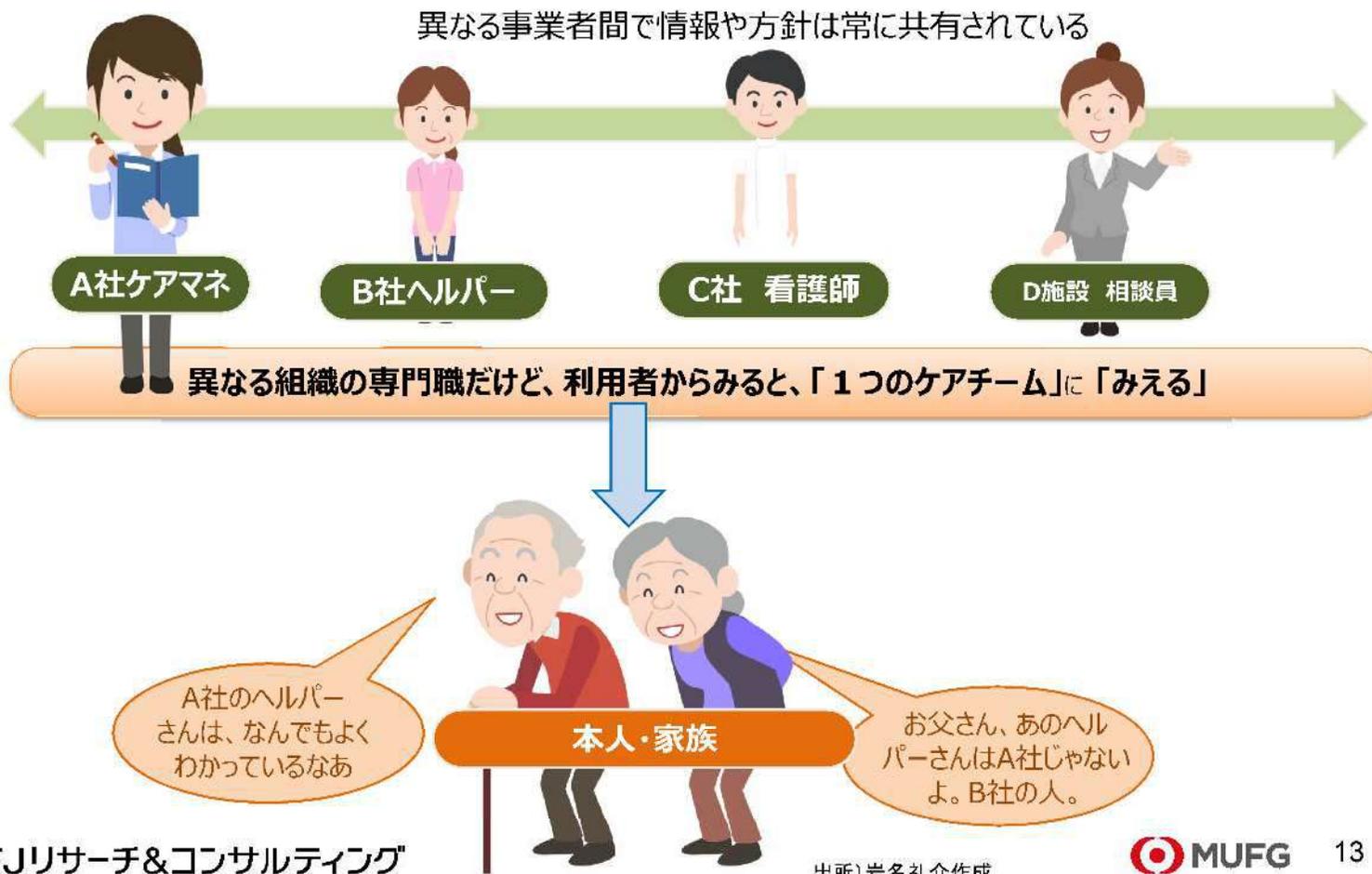
出所)岩名礼介作成

MUFG 12

(出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 地域包括ケアシステムとは何をするのか？

▶ 「葉っぱ事業」でまとめると...

「利用者からみて一体的なケア」で健全な錯覚を！



(出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 地域包括ケアシステムとは何をするのか？

「まとめる」もうひとつのメリット

地域ケア会議における多職種協働による多角的アセスメント視点(具体的な助言の例)

多職種協働による多角的アセスメントにおける具体的な助言の例

【医師】
疾患に着目した生活への留意事項の助言等

【歯科医師・歯科衛生士】
摂食・嚥下機能等の助言や義歯・口腔内衛生状況の助言

【薬剤師】
健康状態と薬剤の見極めと適切使用のための助言等

【理学療法士】
筋力、持久力等の心身機能や基本的動作能力の見極めや支援・訓練方法の助言等

【作業療法士】
入浴行為のADLや調理等のIADLを活動や環境等の能力を見極めや支援・訓練方法の助言等

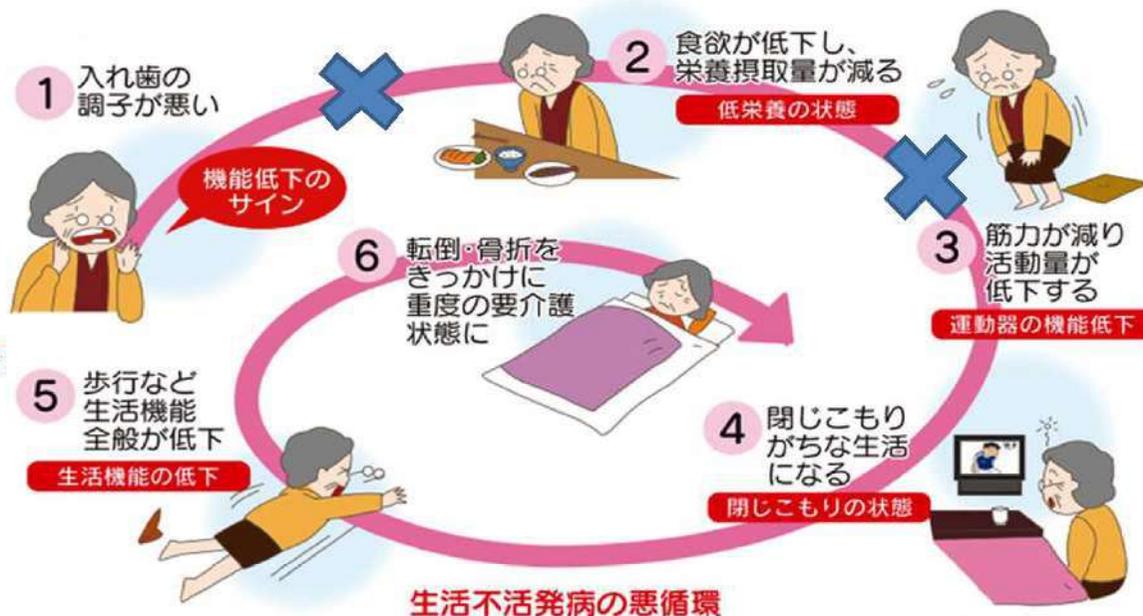
【看護師・保健師】
健康状態や食事・排泄等の療養上の世話の見極め、家族への指導等の助言

【管理栄養士】
健康や栄養状態の見極めと支援方法の助言等

【社会福祉士】
地域社会資源関係や制度利用上の課題の見極めと助言等

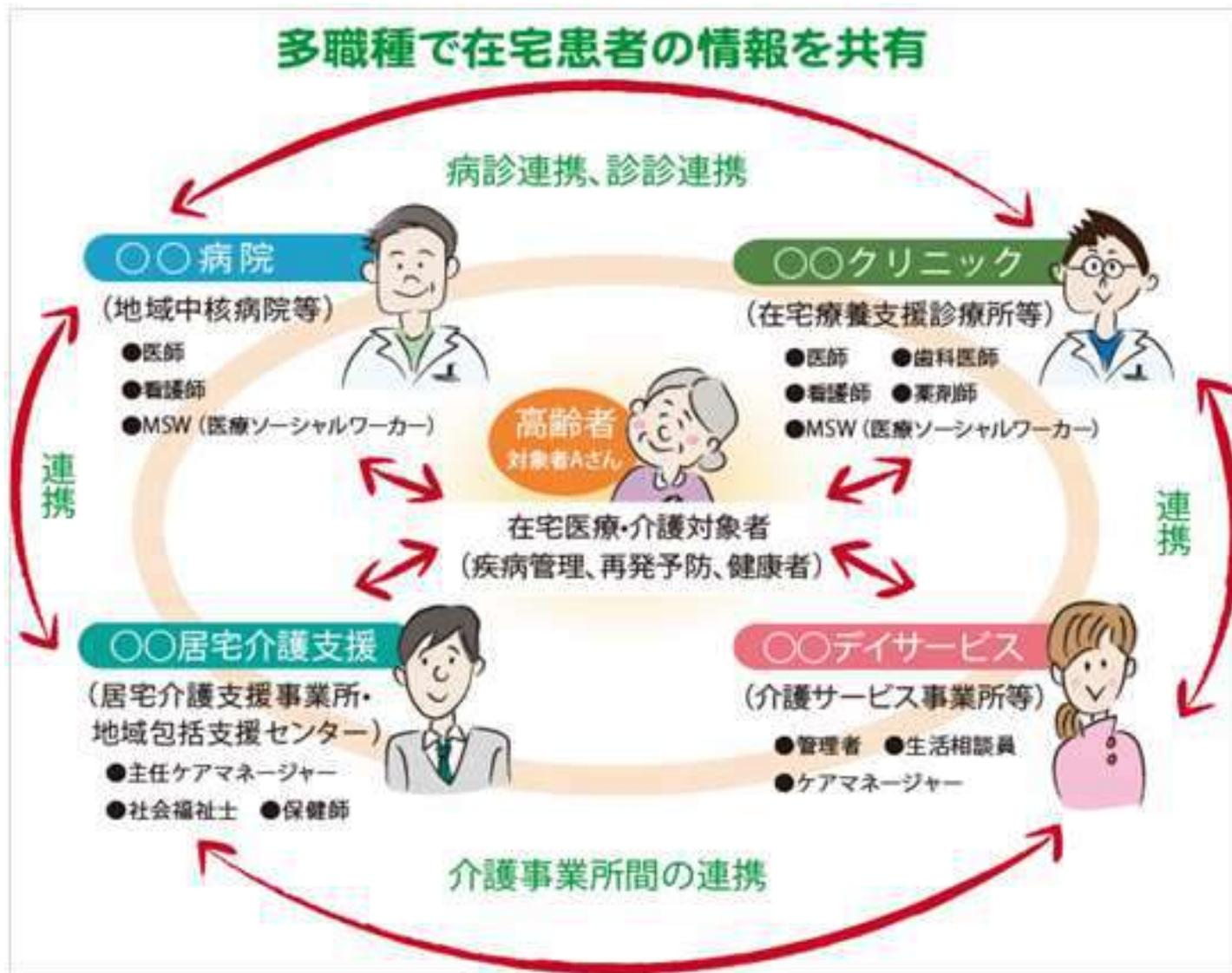
【言語聴覚士】
言語や嚥下摂食機能等の心身機能やコミュニケーションの能力の見極めや支援・訓練方法の助言等

多職種協働による多角的アセスメントを通じて、生活不活発病の原因が口腔機能の低下であったことが判明。



日梓市作成資料をもとに厚生労働省において作成

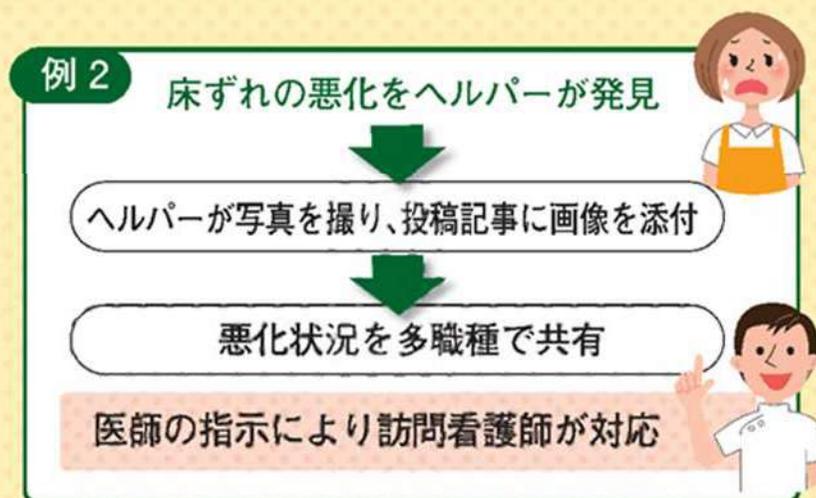
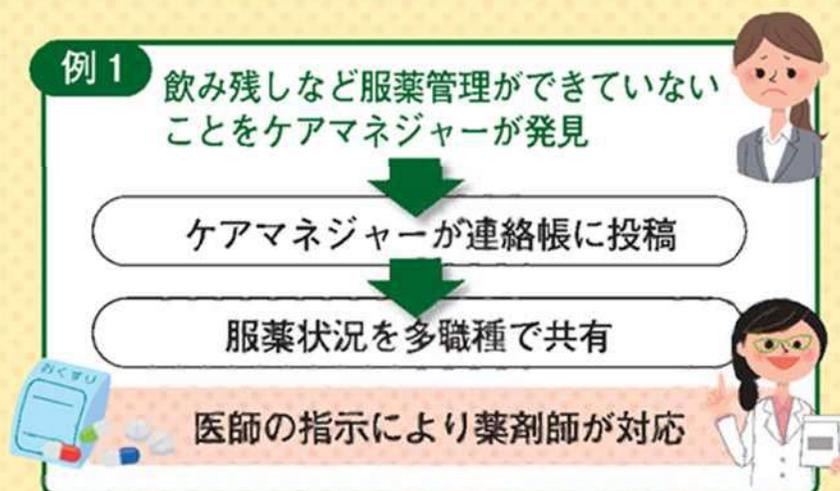
▶ 現場での多職種協働の取組例



(出典) 豊橋市役所「東三河ほいっぷねっとわーく」HP

4 電子@連絡帳でできること

電子@連絡帳は、患者さんに関係する多職種がチームになり、治療やケアの情報を共有するものです。在宅医療・介護の現場では、治療管理がなされる入院等と異なり、普段と違う症状がある場合や、服薬管理ができていないような状況があった際に、気づくのが遅れてしまうことがあります。電子@連絡帳は、多職種が行った処置等の記事投稿のほか、緊急メール送信、画像の添付等をチームメンバーのみが閲覧可能な環境で行えるため、異変に対しての迅速な対応に繋げることができます。



(出典) 豊橋市役所「東三河ほいっぷねっとわーく」HP

「電子@連絡帳」での情報共有事例

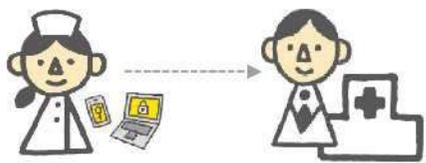
● 医療・介護連携

多職種での患者訪問結果の情報共有

(訪問診療の結果、バイタル情報、患部の写真、運動機能の動画)

(事例)

訪問看護師から、
かかりつけ医への
情報連携



訪問看護師

かかりつけ医

写真で分かりや
すい！！

▼ 記載者：山内智之 (Dr：田代ひ尿器科) 2014年06月26日 16時25分
最終更新日時:2014年06月26日 16時26分 文書タグ: 修正 削除

体重が増えているようですが、右足の発赤も落ち着いてきており、多少むくみはありますが、このままで経過観察をお願い致します。解り易い写真ありがとうございました。後日心不全のマーカ-をチェックして利尿剤の量を決めたいと思います。

▼ 記載者： (Ns：訪問看護ステーション) 2014年06月26日 13時42分
最終更新日時:2014年06月26日 13時42分 文書タグ: 修正 削除

本日、 さんはデイに来ていますが、下肢に浮腫があります。体重は本日27.7kg。6/2 26kg。5/1 25kg。でした。呼吸困難感ありません。尿量は少ないですが尿意の訴えあります。写真添付いたします。よろしくお願いいたします。

P1000140.JPG ダウンロード / 拡大	P1000142.JPG ダウンロード / 拡大	P1000143.JPG ダウンロード / 拡大
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

共有情報例

- ①患者属性
- ②患者の受診時や治療歴の情報
- ③患者の処方内容
- ④患者の検査データ
- ⑤介護に関する情報
- ⑥指示書 (訪問看護師等)
- ⑦報告書 (訪問看護師等) など
- ⑧その他情報

(出典) (株) インターネットイニシアティブHP

(2)

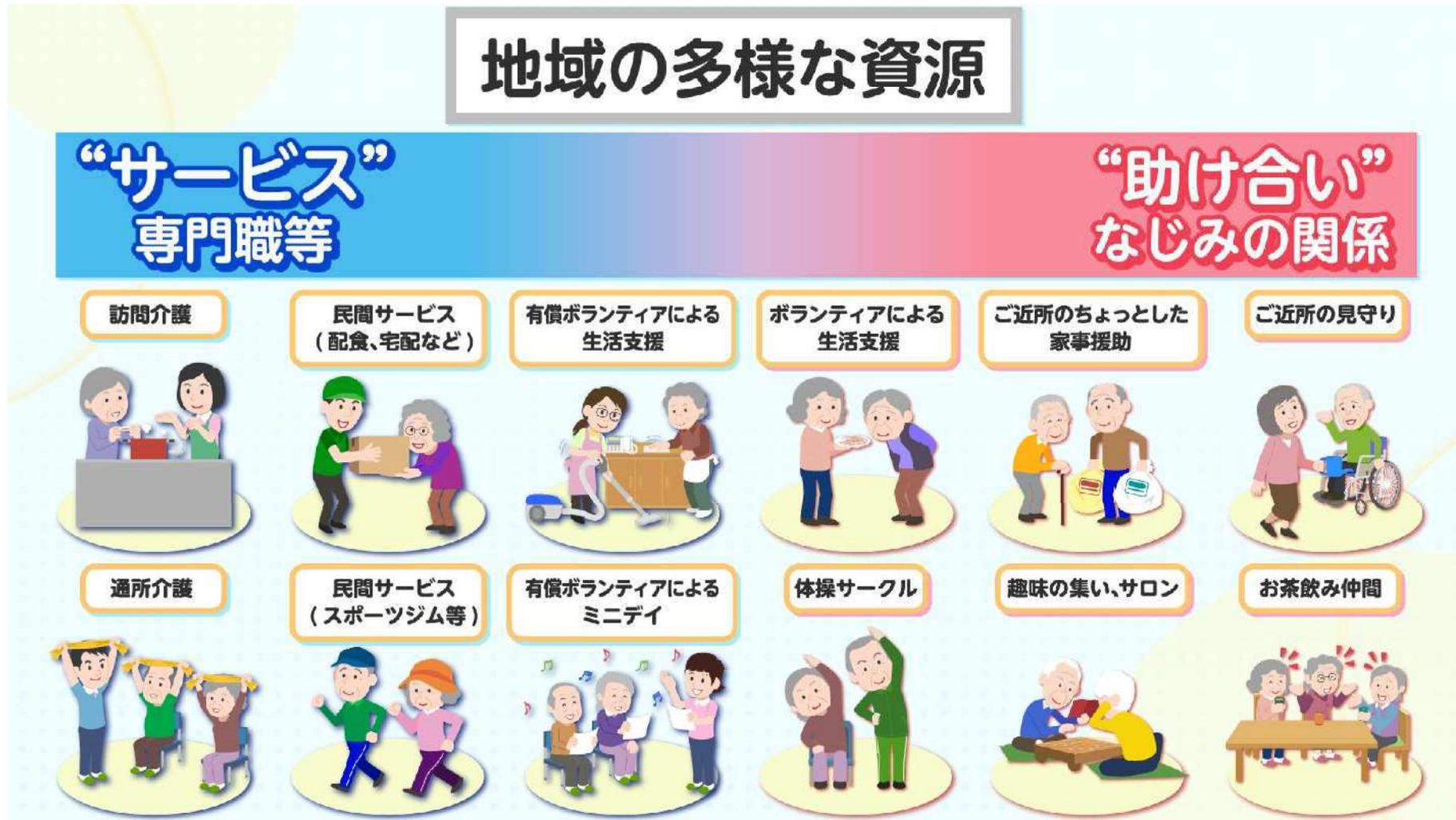
土事業（医療・介護連携）について

～まきこむ・まじわることの重要性～



「土事業」でまきこむ・まじわることがなぜ必要になるのか？

▶ 地域にはフォーマルからインフォーマルまで様々な資源が隠れている

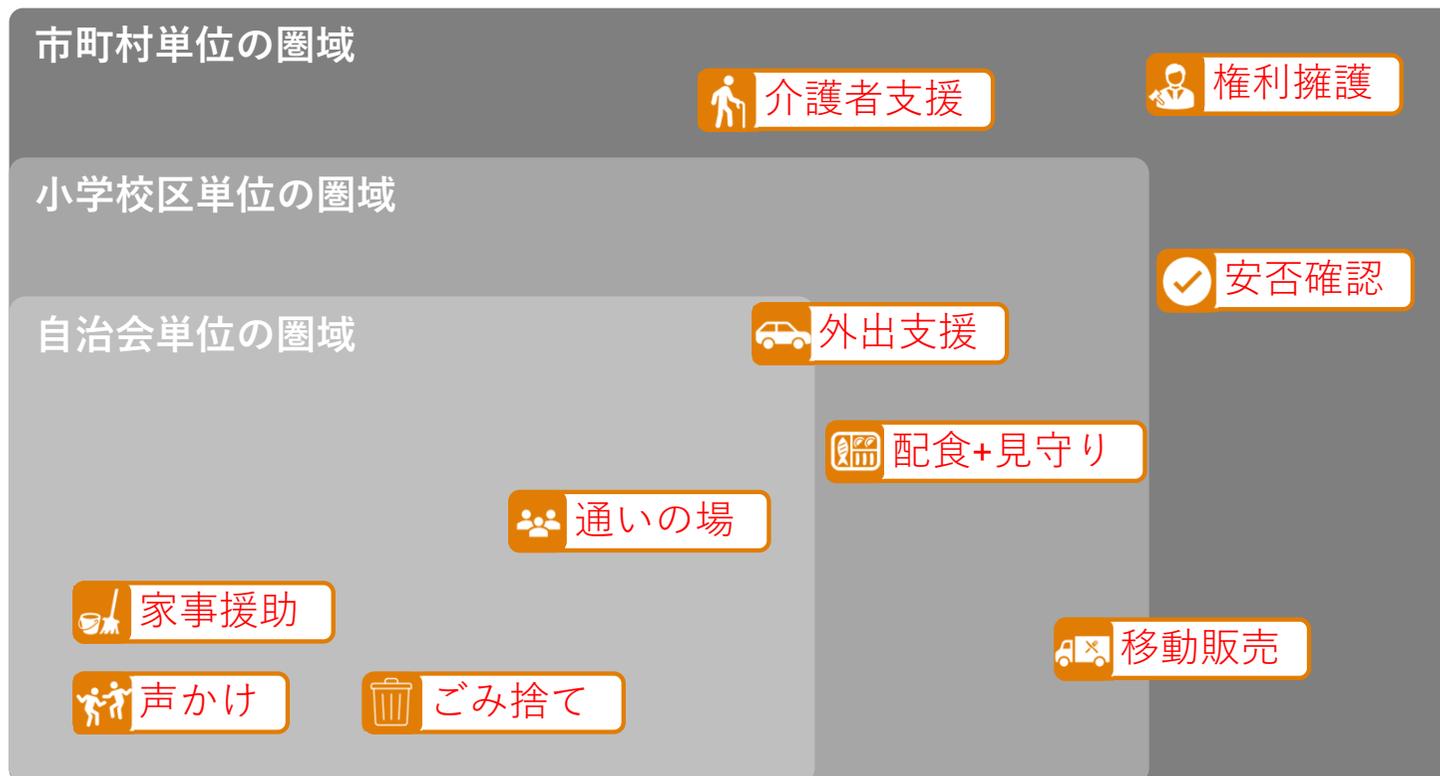


(出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業 報告書」平成28年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

- ▶ こうした地域資源を活用することで、様々な担い手による多様な生活支援・介護予防サービスを生み出すことが可能

生活支援・介護予防サービスの提供イメージ

事業主体 民間企業、NPO、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等



市町村による 支援体制の充実

- ✓ コーディネーターの配置
- ✓ 民間との協働体制の構築
- ✓ 住民ニーズとサービス資源とのマッチング
- ✓ 情報集約
- ✓ 他自治体の情報収集 等

住民主体サービスを生むための中心的な取組が「生活支援体制整備事業」

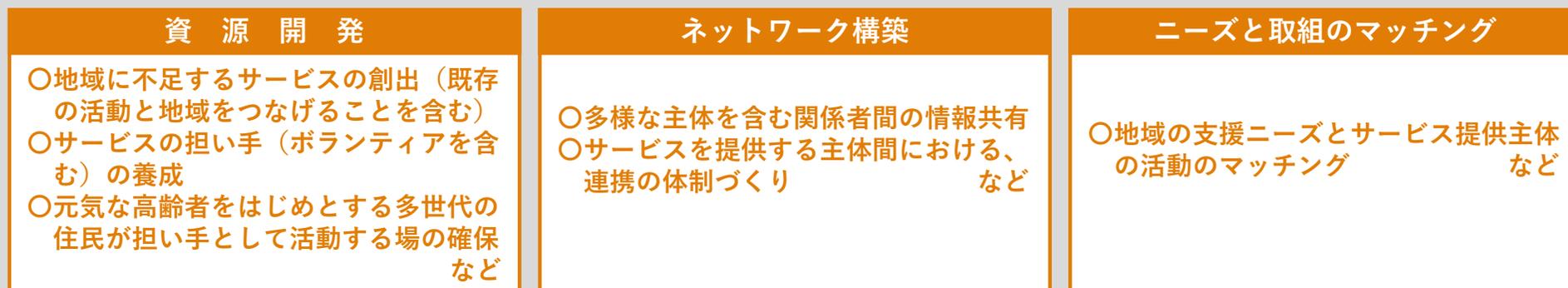
生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置により、「市町村が中心となって」「多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していく」もの（地域支援事業実施要綱より）

- 介護保険法（平成9年法律第123号）
（地域支援事業）
第百十五條の四十五
2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。
五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。



(2) 協議体の設置

地域の多様な主体間の連携・協働を推進し生活支援コーディネーターの活動を支援・補完。

住民主体の活動団体

地域運営組織

NPO法人

社協・社会福祉法人

協同組合

民間企業

保険外サービス等の実施者

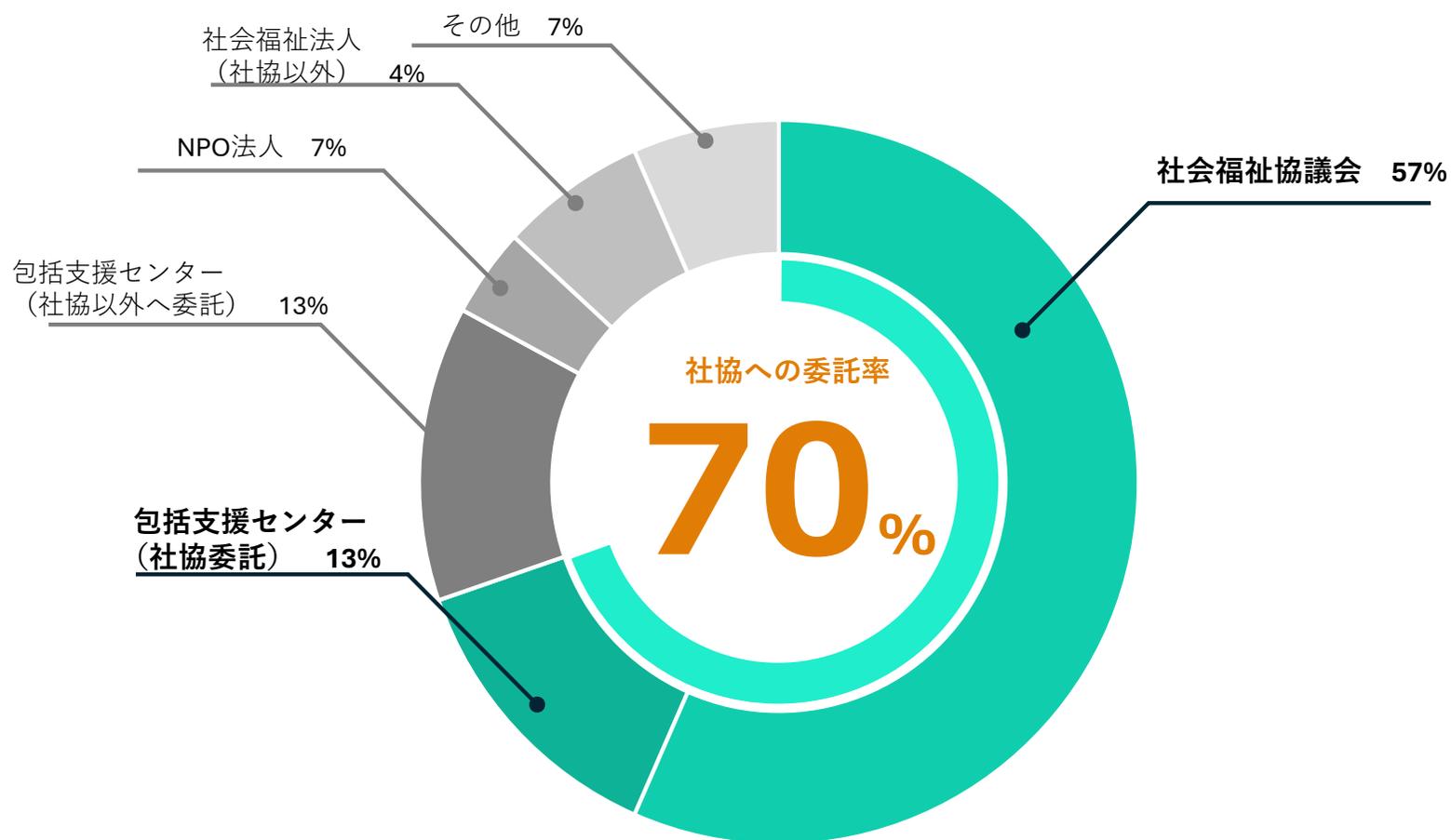
等

生活支援体制整備事業費（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

- ✓ 第1層（市町村区域） 8,000千円×市町村数（※）
- ✓ 第2層（中学校区域） 4,000千円×日常生活圏域の数（※）指定都市の場合は行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数
- ✓ 住民参画・官民連携事業 4,000千円×市町村数（※）
- ★ このほか、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置も生活支援体制整備事業として実施可能。

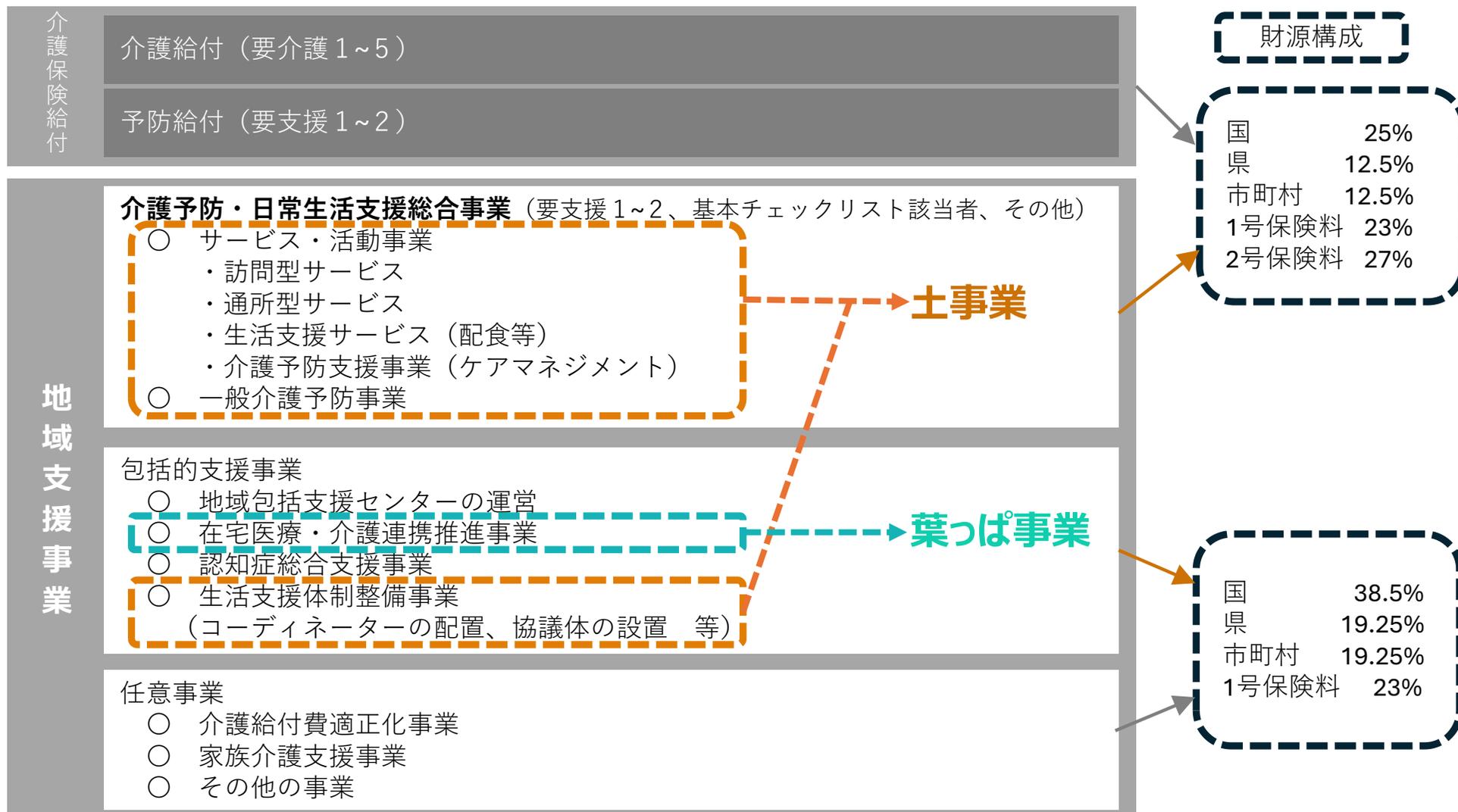
県内市町村の「生活支援体制整備事業」の委託先は7割が社会福祉協議会

▶ 地域住民の実情・地域の社会資源を知る「社協」を活用した地域づくりを展開

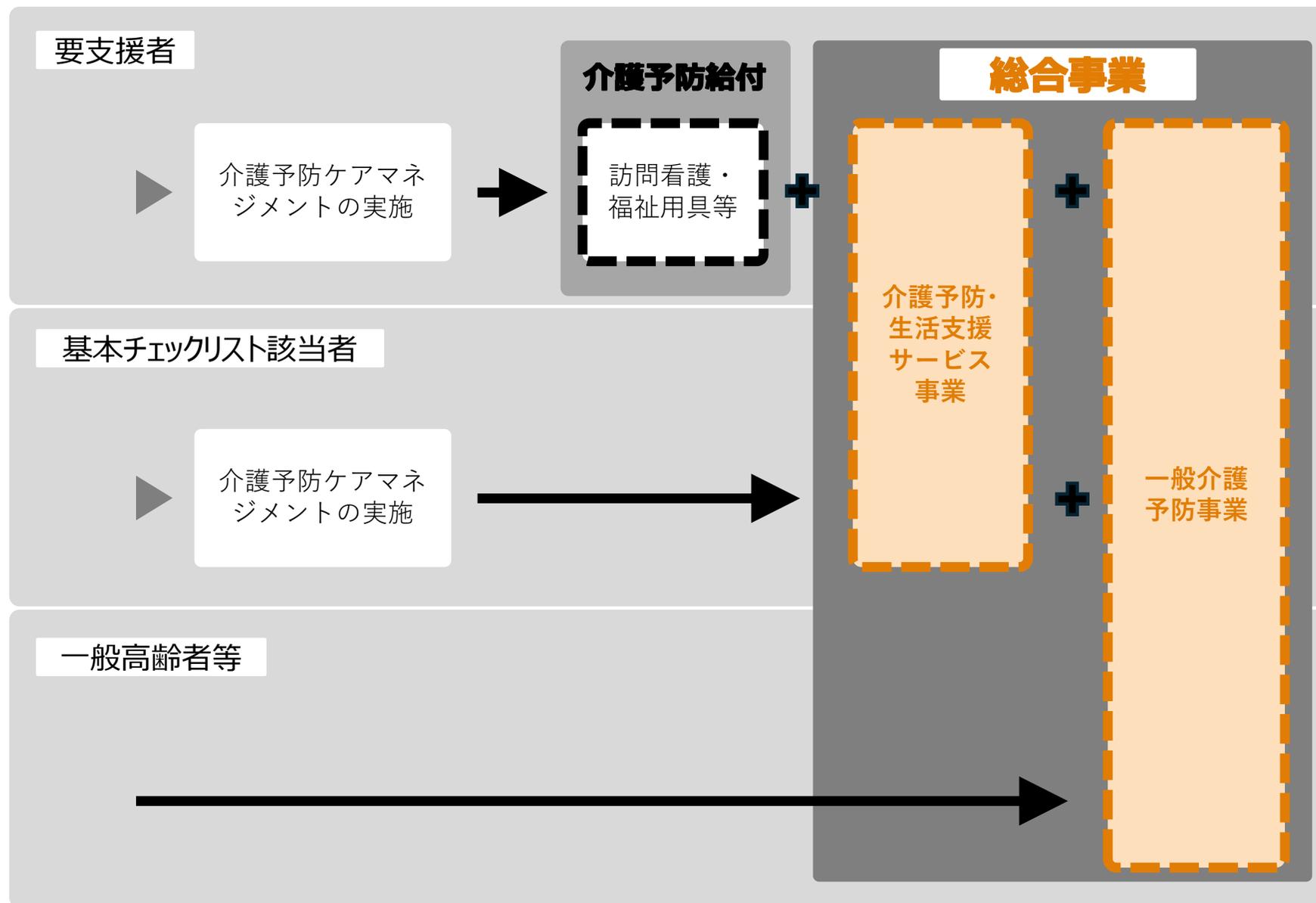


地域包括ケアシステムを推進するための「地域支援事業」の実施

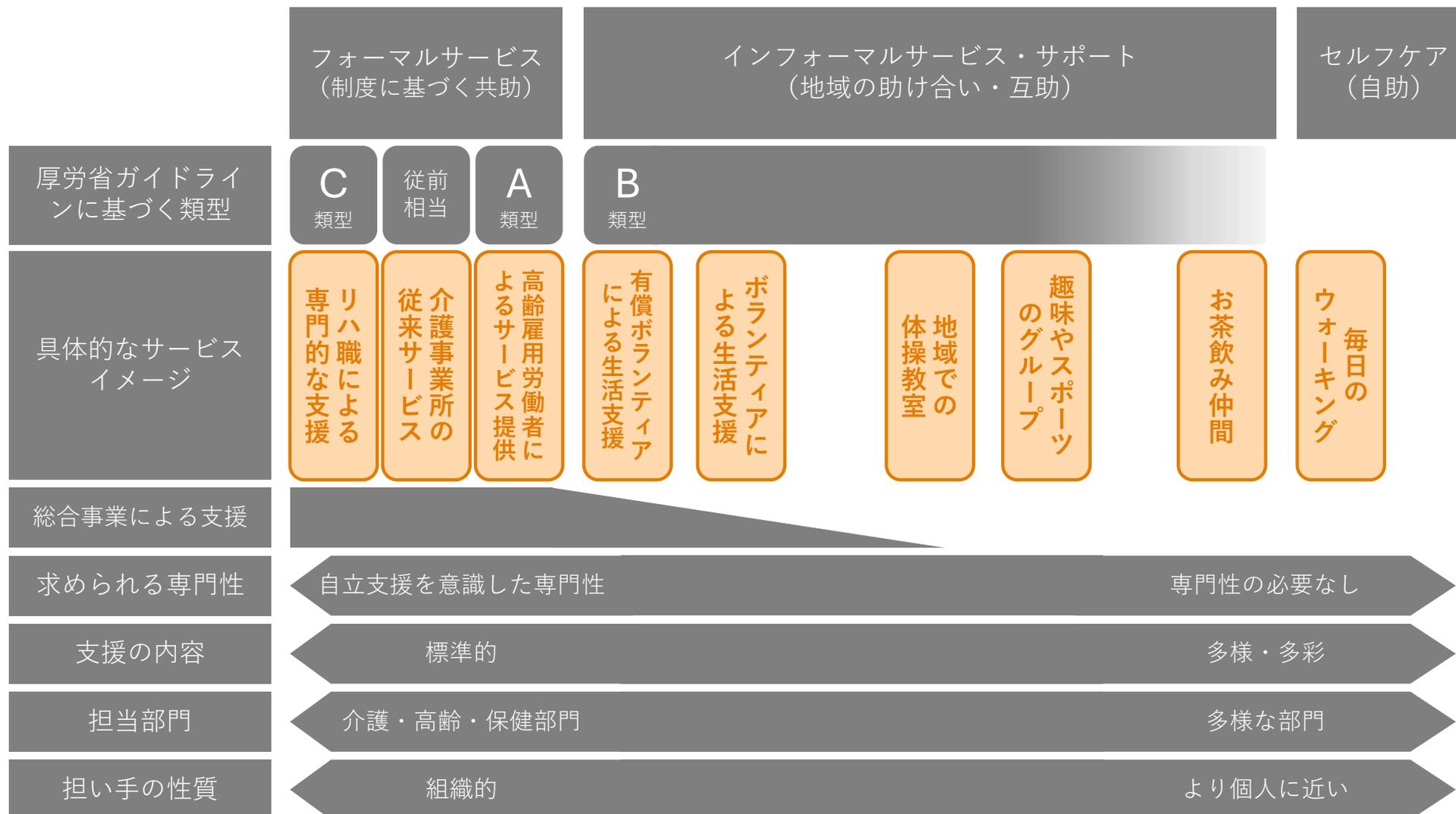
- ▶ 地域包括ケアシステムを推進するため、各市町村で「地域支援事業」を実施し、その財源として「地域支援事業交付金」が国と県から交付されている。



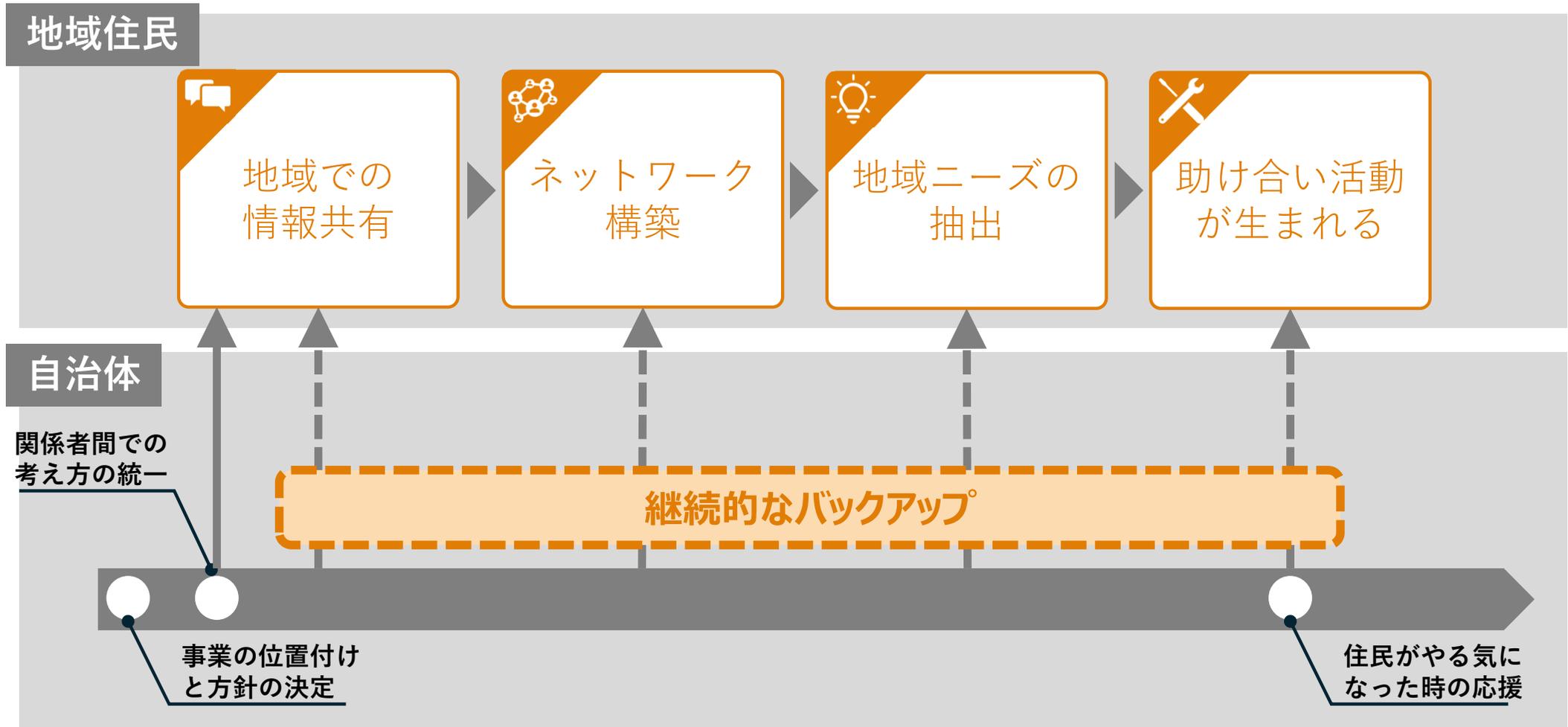
▶ 総合事業は要支援者以外も含めた高齢者全体をカバー。



▶ 総合事業では地域の実情と自治体の裁量により、専門職主体の「フォーマルサービス」から地域住民が主体となる「インフォーマルサービス（サポート）」まで、多様なサービスを提供することができる。



▶ ただし...住民主体の互助活動を生み出すためには、長い時間と自治体側の戦略が必要。



お年寄り 高い「健康度」



65歳以上の人が占める割合を示す高齢化率が65.2%（2020年）と、日本一高い群馬県南牧村。「消滅可能性都市」にも名前が挙がった人口1600人余りの山間地の村だ。ただ、要介護の一手手前のフレイル（虚弱）状態にある75歳以上の後期高齢者は他地域と比べて少ない実態が、民間団体の調査で明らかになった。住民が助け合って暮らし環境が社会的な孤立を防ぎ、フレイルを遠ざけているとみられる。（五十住和樹）

高齢化率日本一 群馬県南牧村

■「フレイル」予防
「体を動かす。人と話す。嫌なことがあっても明日はいいことがあると考える」。同村の工藤光子さん（81）は、フレイル予防の秘訣を話す。
夫の孝雄さん（80）とネギやサツマイモなどを栽培し、忙しい毎日を送る。趣味は夫婦でぶらぶらのゴルフ。約二十年前に息子たちから贈られたクラブセットを大切に使い、小学校の同級生や近隣市町村の仲間と月1、2回、コースへ出るのが楽しみだ。

医師ら分析 助け合い生活 効果



雨の日は近所の女性たちとお茶会だ。話し好きの孝雄さんも参加する。伴侶を亡くした女性のため、車で一緒に買い物や食事にも出ていくと、今度は他の人がタケノコの煮物などおかしを持って来てくれる。とてもよみあるとか。「集落の人の健康状態はお互いに知っているから、必要な時に助け合える」と光子さん。

村では、一般社団法人「日本健康寿命延伸協会」（東京）が二〇一八年秋からフレイル調査を実施。同年は要介護認定を受けていない七十五〜九十一歳の住

自民横の畑でネギ栽培の作業をする工藤光子さん（81）と南牧村の村

▶ 地域に住民同士の互助活動が根付いている群馬県南牧村は、フレイル割合と認知症率が低く社会的に孤立する高齢者が少ない

▼ 社会的孤立が高齢期のうつ（心理的フレイル）を招き、身体的フレイルや認知機能低下に繋がるとの研究結果も出ている

民二百六十八人（平均八二・五歳）の体力や歩行速度など身体的データのほか、認知機能や生活状況などを調べた。
その結果を分析した研究グループの一人、元東京都健康長寿医療センター循環器内科医師で現開業医の杉江正光さん（85）によると、認知や千葉など七府県での先行調査で、身体的フレイルが見られる割合は七十五〜七十九歳で10%、八十一〜八十四歳で20.4%、一方、村ではそれぞれ3.7%、6.6%と少なかった。

■認知症率も低く
また、認知症の人の割合は、愛知県大府市など六百治体の六十五歳以上の約五千人を対象とした調査では7.75%だったが、村は七十五歳以上で13.1%。社会的孤立と判定された人は、岩手県花巻市の五十五歳以上で19.4%に上ったのに対し、村では七十五歳以上で7.8%にとどまった。

○七年九月の台風襲来時

には村内の道路が寸断され、多くの集落が孤立状態になった。長谷川剛定村長（81）によると、停電や断水が続く中、各集落の住民同士が互いに安全を確認し、炊き出しをしたという。長谷川さんは「役場が対応する前に互助が働いた。昔から住民のつながりが深く、どの人が支援が必要か互いに分かっている。日常的な助け合いがあるので孤立感は少ないのでは」と話す。
工藤さん夫婦に限らず、体の動くうちは畑仕事を続ける住民は多い。村の女性保健師は「それが気分転換や生きがいになる。元氣な高齢者が多くと実感している」と言う。
杉江さんらの研究では、社会的孤立が高齢期のうつ（心理的フレイル）を招き、さらには身体的フレイルや認知機能低下につながることを分かったという。杉江さんは「この悪循環を止めるためには孤立予防が重要。身体的な健康と認知機能の維持には心理的な健康が鍵となる」と指摘する。

(3)

鉢（住まい）について

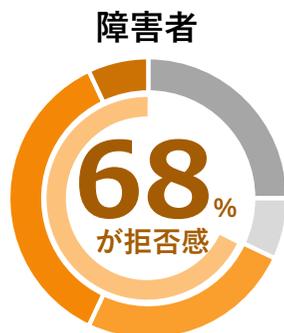
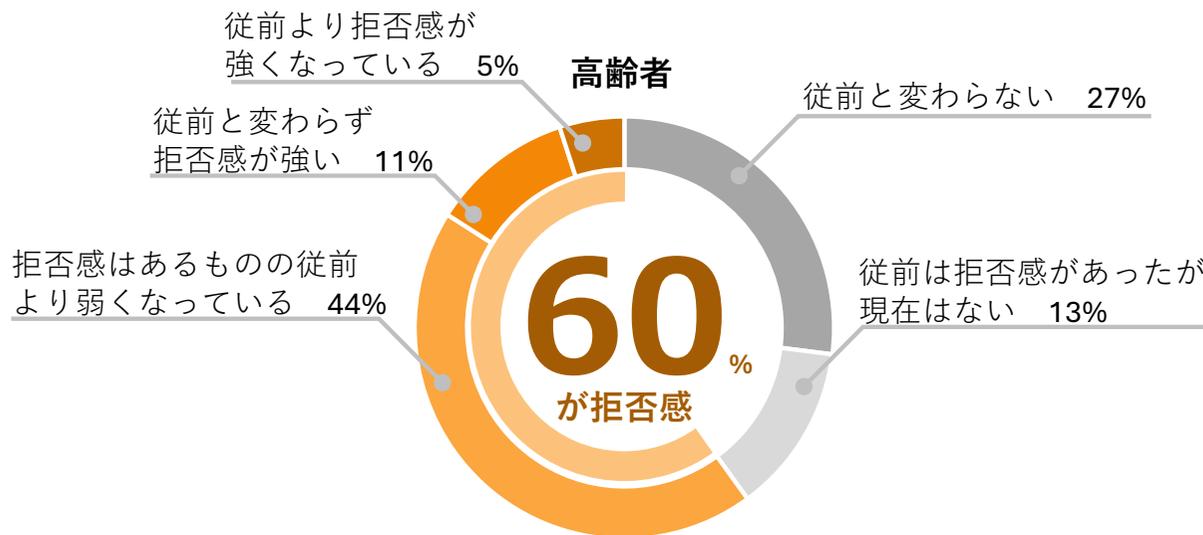
～ 地域包括ケアを支える土台～



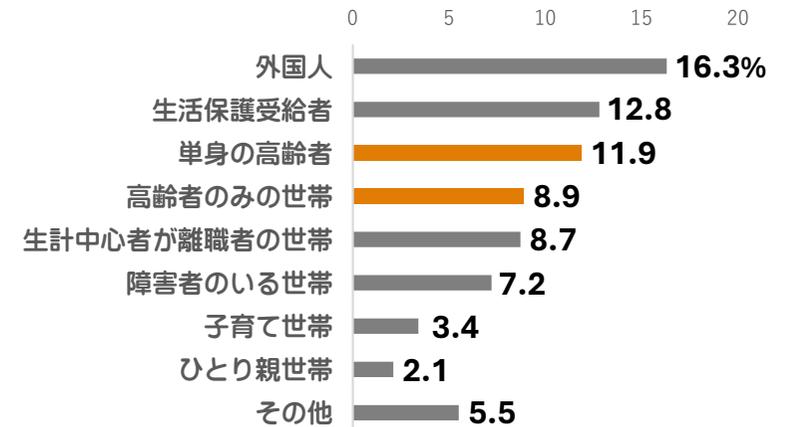
高齢者が住宅を借りたくても... 貸し手側の拒否感は強い

▶ 高齢者を含めた「住宅確保要配慮者」の入居に対して、一定割合の大家は拒否感を有しており、入居制限も存在。 →家賃の支払いなどへの**不安**が要因。

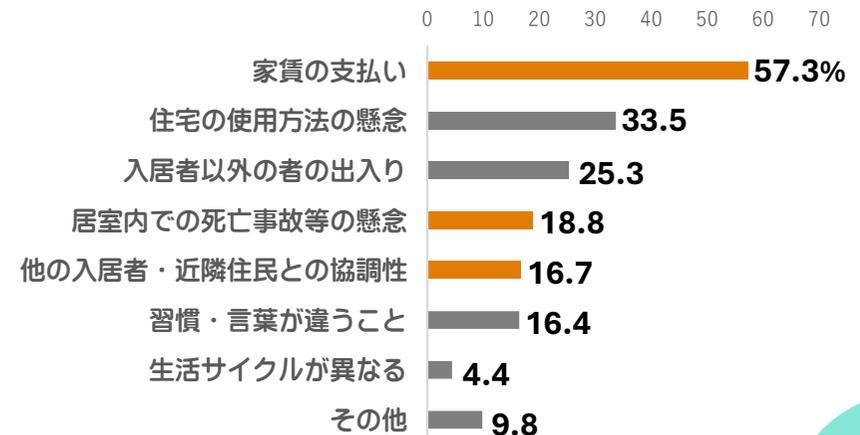
住宅確保要配慮者の入居に対する大家の意識



入居制限の有無



入居制限の理由



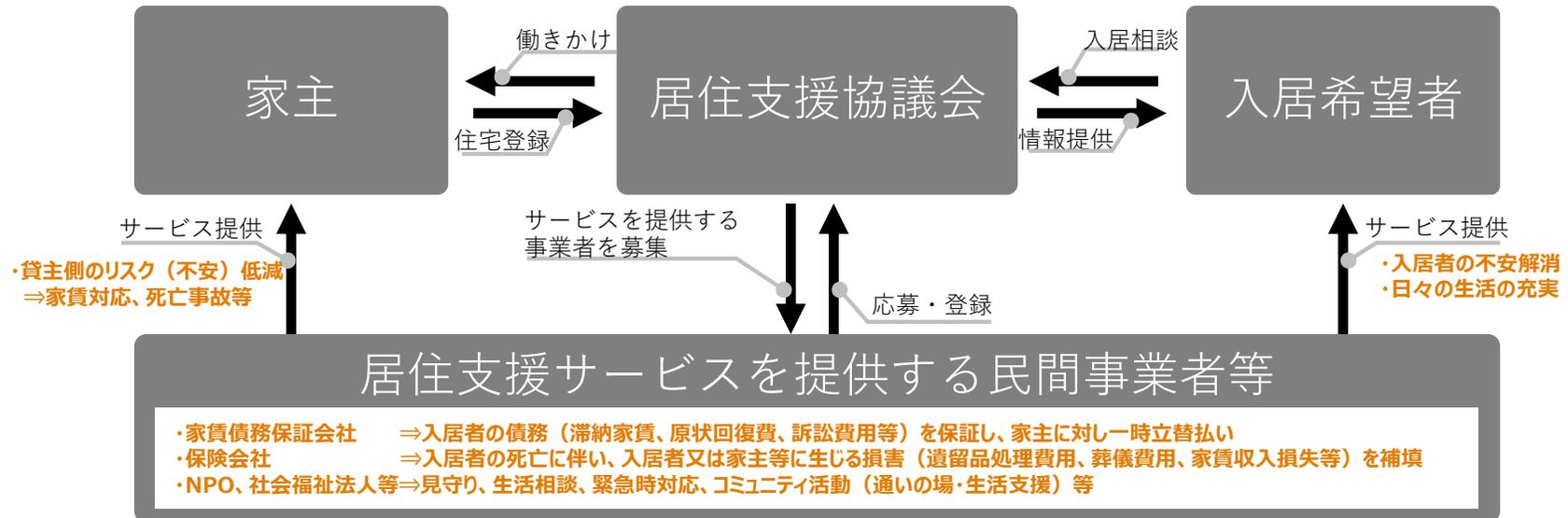
- ▶ このような貸し手側の不安を解消するためには、福祉部門も入居後の見守りや生活相談、緊急時対応、地域との繋がりへの**積極的な関与**が必要
- ▶ 国は、行政及び民間事業者やNPO・社会福祉法人など、様々な居住支援の関係者が密接に連携するためのプラットフォームとして、「**居住支援協議会**」の活用を推進

住宅セーフティネット法の改正により、**①国土交通省・厚生労働省の共管**に。
②各市町村での設立が努力義務化。▶▶

県内では、名古屋・岡崎・瀬戸・豊田・半田で設置済

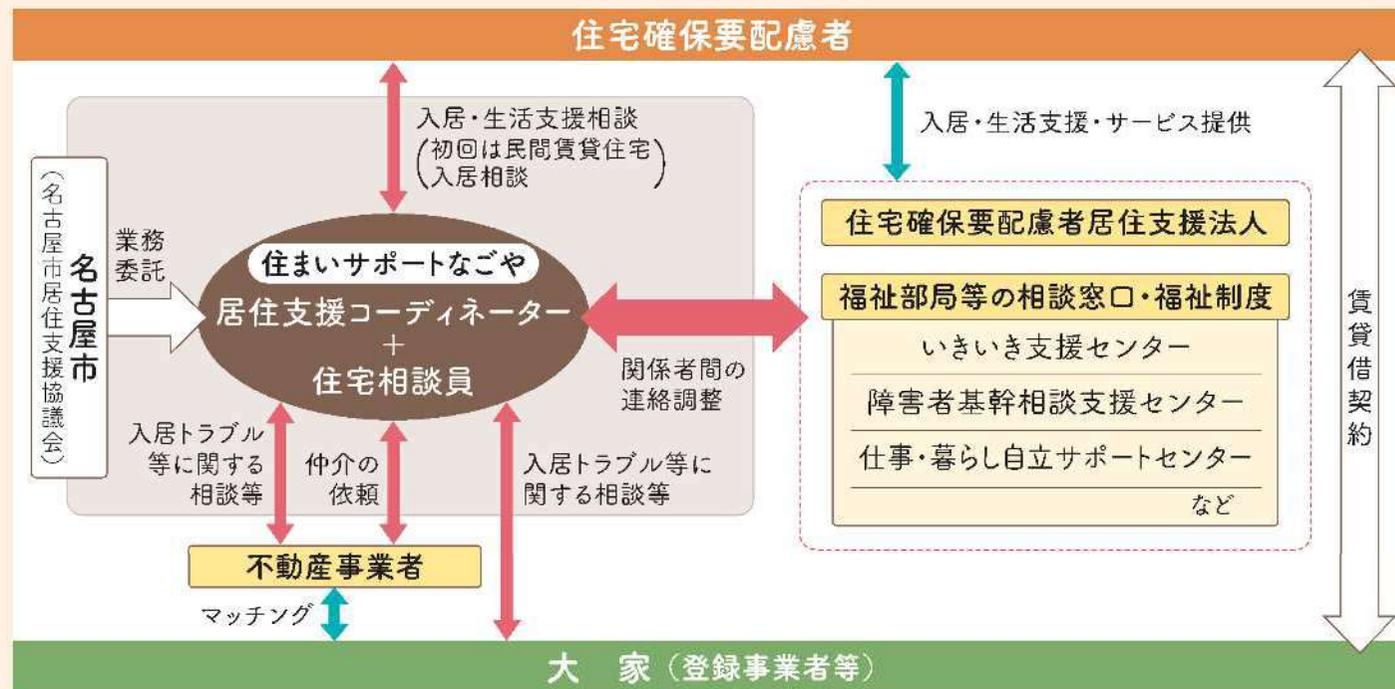
居住支援協議会の活動イメージ

- ① 不動産・福祉団体への働きかけ、**ネットワークの形成**
- ② 「要配慮者」が入居可能な住宅、利用可能なサービス等に関する**情報の集約・提供**
- ③ サービス提供や地域コミュニティ活動を行う**事業者・NPO等の紹介・斡旋**
- ④ 住宅相談員や地域の不動産店等による契約サポート



名古屋市での居住支援の実例

住まいサポートなごや（名古屋市居住支援コーディネート事業）イメージ図



① 住まい探しの支援例

夫と死別し、持ち家（戸建て）に暮らす70代のAさん。転倒による怪我のため、階段の昇降が負担で長女の近くへ転居を考えている。不動産会社をまわるが、物件が見つからず、困っていた。

「民間賃貸住宅入居相談」を利用。入居可能な物件を仲介できそうな不動産会社を探し、紹介。長女が単身生活を心配したため、活用可能な福祉制度の利用調整をあわせて行い、入居契約。

② 関係機関と連携した支援例

障害者の就労支援事業を利用する単身生活（借家）のBさん。大家から老朽化による取壊しのため退去を求められていた。

Bさんから相談を受けた事業所から「住まいサポートなごや」へ相談。不動産店への同行などの本人支援は事業所に対応し、「住まいサポートなごや」が物件情報の提供や安否確認のサービス等を調整し、入居契約。

③ 大家さんからの相談例

アパートの大家さんからの相談。入居者は高齢夫婦。3か月前、妻が入院。その後、夫が家賃の支払いやゴミ出しを忘れて、外で顔を見かけることも減り、様子を心配した大家さんから「住まいサポートなごや」へ相談。

大家さん立ち合いのもと、居住支援コーディネーターが入居者を訪問し、活用可能な福祉制度の利用を調整。

地域支援事業との関係

- ▶ 高齢者に対する居住支援の取組（見守り、生活相談、緊急時対応など）は「地域支援事業」に位置付けられている

介護保険給付	介護給付（要介護 1~5）
	予防給付（要支援 1~2）
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業 <ul style="list-style-type: none">○ サービス・活動事業<ul style="list-style-type: none">・訪問型サービス・通所型サービス・生活支援サービス（配食等）・介護予防支援事業（ケアマネジメント）○ 一般介護予防事業
	包括的支援事業 <ul style="list-style-type: none">○ 地域包括支援センターの運営○ 在宅医療・介護連携推進事業○ 認知症総合支援事業○ 生活支援体制整備事業（コーディネーターの配置、協議体の設置 等）
	任意事業 <ul style="list-style-type: none">○ 介護給付費適正化事業○ 家族介護支援事業○ その他の事業 →

地域支援事業実施要綱（抜粋）

その他の事業

カ 地域自立生活支援事業

① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業

高齢者が民間賃貸住宅等に円滑に入居し安心して生活ができるよう、**不動産関係団体や地域の関係者、住宅部局・福祉関係部局等が連携**して、入居前から入居中、退居時に至るまでの**総合的な支援等を実施**するとともに、シルバーハウジング等の高齢者が多数居住する集合住宅の入居者を対象に、生活援助員の派遣を行うなど、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。

なお、本事業の実施については、「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業の実施について」（令和6年8月5日老高発0805第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）において定める。

(4)

皿（本人の選択・意思）について

～介護保険制度は本人の選択に基づくものです～



介護保険制度は被保険者の選択に基づき提供されるべきもの

介護保険法

第二条 3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、**被保険者の選択に基づき**、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

▶ でも、「選択」が難しい場合は...？

・社会福祉の構造が「措置」から「契約」に変化する中で、契約を支援するシステムが必要に。

禁治産・準禁治産制度

・本人保護

民法改正（2000年施行）

民法858条

成年後見人は、成年被後見人の**生活、療養看護及び財産の管理に関する事務**を行うに当たっては、成年被後見人の**意思を尊重し**、かつ、その**心身の状態及び生活の状況に配慮**しなければならない

成年後見制度

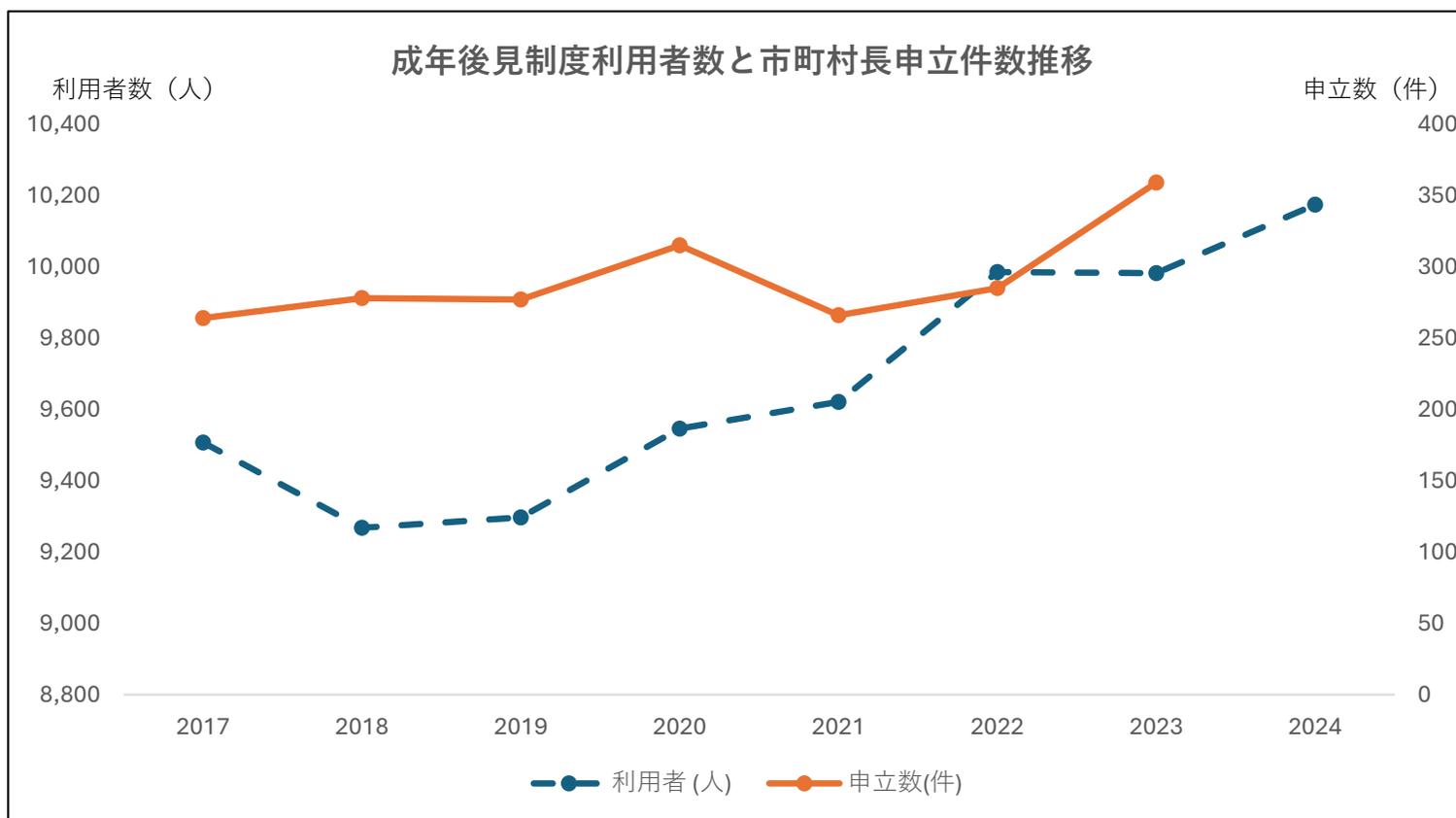
・本人保護

・**ノーマライゼーション**
・**自己決定の尊重**
・**現有能力の活用**

併せて、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法に**市町村長申立**が規定。

県内での成年後見制度及び市町村長申立の利用状況等

- ▶ 愛知県内の制度利用や市町村長申立は、コロナ禍で一旦減少したものの中長期的には伸びている。



- ▶ 今後、2040年に向けて85歳以上人口が増加することに伴い、認知症高齢者などの制度利用者も増え続けるものと考えられる。

今後の制度需要増加を見据えた国の動向

- ▶ 国は権利擁護支援を推進するため、**第二期成年後見制度利用促進計画**（令和4~8年度）を策定。

第二期成年後見制度利用促進計画の概要

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- ・地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

◆司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
- (2) 地域連携ネットワークの機能
- (3) **地域連携ネットワークの機能を強化するための取組**
-中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり-
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続きにおける後見業務の円滑化等

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) **担い手の確保・育成等の推進**
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

地域連携ネットワークを構成する「中核機関」「地域（互助）」「福祉」「司法」の機能強化が急務

▶ 各構成者がそれぞれ権利擁護支援機能の強化を図っていく必要がある。

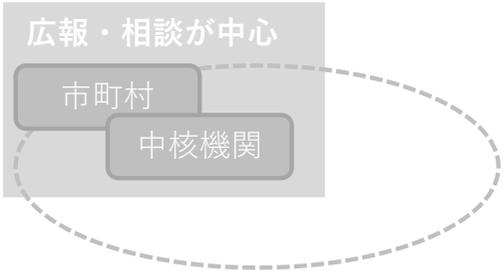
第一期計画における中核機関の整備

- ・市町村による中核機関の整備を通じた、地域連携ネットワーク構築の推進を実施

課題

- 中核機関を中心としたスキームであり、
 - 人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで、中核機関等の体制整備や地域連携ネットワークの構築が十分に進んでいない。
 - 中核機関に各種取組の実施が偏重しやすく、地域連携ネットワーク全体としての機能強化が進みにくい。

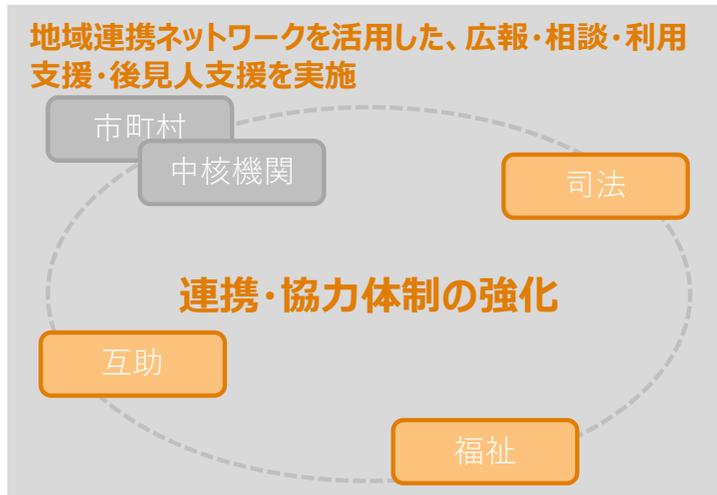
広報・相談が中心



第二期計画における中核機関のイメージ

- ・中核機関がコーディネート機能を発揮できるように、地域、福祉、司法等、地域連携ネットワークの各主体における権利擁護支援機能の充実や連携・協力体制の強化を行う。

地域連携ネットワークを活用した、広報・相談・利用支援・後見人支援を実施



④ 県が取り組んでいること

(1) 高齢者の移動支援

▶ 運転に不安を持つ高齢者や家族の協力を得ることが難しい高齢者が、自家用車に依存しなくても自立した生活が送れるよう、公共施設、医療機関、通いの場やスーパーマーケットなどの身近な日常生活の場所に外出するための**移動支援サービス**を現場で実証。

→ **実施自治体：瀬戸市、半田市、犬山市、日進市、北名古屋市、設楽町**

日進市では、住民ボランティアによる互助輸送の取組が広がっている

コロナ禍でも思いやりいっぱいの日進

日進市では、これまで地域での様々な支え合い、助け合いが行われてきました。そんな中、昨年度は**高齢者移動支援**の種が咲きました。それぞれの地区の連携を担い下げる、念入りな話し合いを意図した結果、サービス提供者も利用者も双方に負担が掛からない仕組みが生まれ、発着した駅はその地区の上り駅を下り、高齢者の暮らしに寄り添いながら成長しています。一つの取り組みは**日進絆子ども食堂**です。

どの子にも優しく目が届くようにと、実証活動が続けられています。支援の裾野が広がりを果たしています。

五色園 ● 思い物同行サービス

- 町民相互支援（徒歩のみ）
- 町民相互支援（徒歩・自転車）
- 町民相互支援（徒歩・自転車・タクシー）
- 町民相互支援（徒歩・自転車・タクシー・バス）
- 町民相互支援（徒歩・自転車・タクシー・バス・車）

香久山 ● 病院等への付き添い支援

- 病院、介護施設への付き添い支援
- 病院、介護施設への送迎支援
- 病院、介護施設への送迎支援
- 病院、介護施設への送迎支援

三本木 ● 思い物支援

- 町民相互支援（徒歩のみ）
- 町民相互支援（徒歩・自転車）
- 町民相互支援（徒歩・自転車・タクシー）
- 町民相互支援（徒歩・自転車・タクシー・バス）
- 町民相互支援（徒歩・自転車・タクシー・バス・車）

南ヶ丘 ● お出かけ支援

- 町民相互支援（徒歩のみ）
- 町民相互支援（徒歩・自転車）
- 町民相互支援（徒歩・自転車・タクシー）
- 町民相互支援（徒歩・自転車・タクシー・バス）
- 町民相互支援（徒歩・自転車・タクシー・バス・車）

日東 ● お出かけ支援

- 町民相互支援（徒歩のみ）
- 町民相互支援（徒歩・自転車）
- 町民相互支援（徒歩・自転車・タクシー）
- 町民相互支援（徒歩・自転車・タクシー・バス）
- 町民相互支援（徒歩・自転車・タクシー・バス・車）

日進絆子ども食堂

- 町民相互支援（徒歩のみ）
- 町民相互支援（徒歩・自転車）
- 町民相互支援（徒歩・自転車・タクシー）
- 町民相互支援（徒歩・自転車・タクシー・バス）
- 町民相互支援（徒歩・自転車・タクシー・バス・車）

2024年度は「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」が改正されたことと、課題感を感じている自治体が多かったことを受け、移動支援に関する勉強会・事例発表会を実施



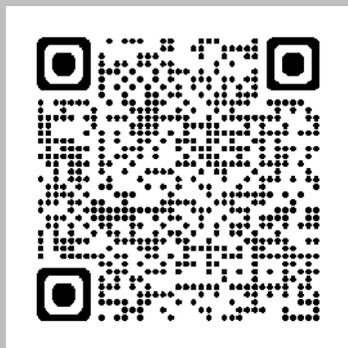
(出典) 日進市民生委員・児童委員協議会「民生委員 児童委員だよりほのぼの第18号」

(2) 通いの場の普及啓発

- ▶ 愛知県内約6,000箇所で開催している「通いの場」取組の活性化を図るため、著名人が一般県民に対し通いの場の啓発等を行う「通いの場フォーラム」と、オリジナリティに富んだ通いの場の取組を表彰する「通いの場コンテスト」を開催。
- 令和6年度のフォーラムでは、コンテスト表彰取組をフォーラムにおいて動画紹介するとともに、運営者からの活動紹介を実施。（紹介動画は下段QRコード）

通いの場の取組

多世代交流



介護予防運動



男性の参加促進



通いの場フォーラム

通いの場の啓発



優秀事例表彰



活動紹介



(3) 市民後見人の養成

- ▶ 県内での成年後見制度利用促進取組の進捗について地域間の格差が大きく、特に市民後見人候補者となる人材の養成は基礎自治体だけでは難しい実情があったことから2024年度から県で実施。

実施の流れ（2024年度）

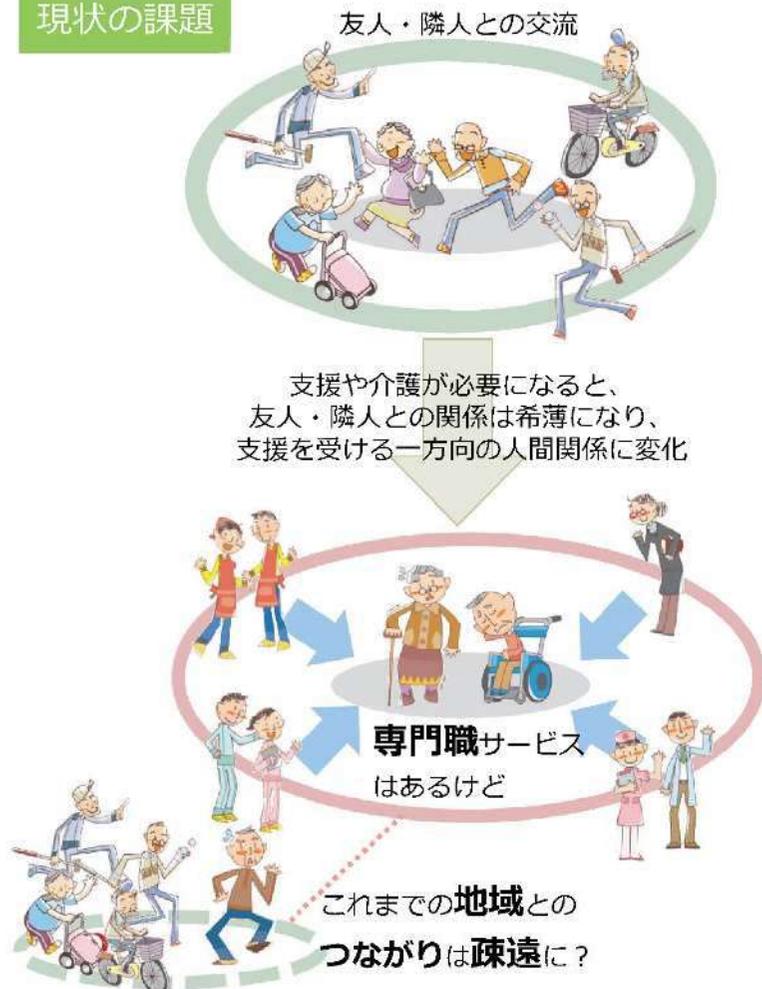
- 市町村ガイダンス 1 研修実施に先立ち、各市町村に対し研修実施の目的や地元自治体としての関与や協力依頼等を説明
- 受講者募集 2 各市町村を受付窓口として受講者を募集（応募者113名）
- 講義動画配信 3 オンライン形式で研修を実施
- 効果測定 4 研修成果を確認するための効果測定を実施
- 履修証明書発行 5 効果測定合格者81名に履修証明書を発行、市町村を通じて送付

最後に

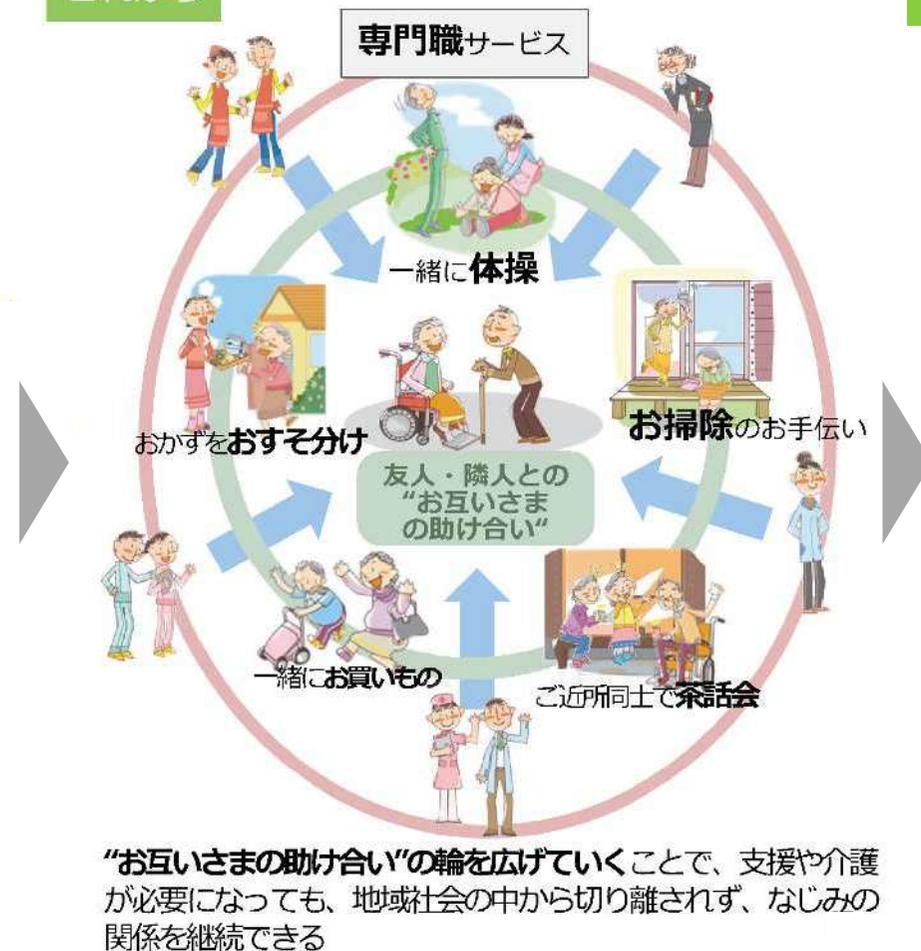
地域包括ケアの目指すところ

地域生活は専門職だけでは支えられない 一ご近所からボランティア、専門職までみんなで支える

現状の課題



これから



さらに

地域共生社会への展開

(出典) 新しい総合事業における移行戦略のポイント解説 (中間報告) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング を編集